

一般社団法人 北海道地域農業研究所

会 報

地域と農業

第 111 号

Oct.2018

Autumn

特 集 力強い北海道農業の構築に向けて

第 6 回 「需要に応じた米生産と北海道農業の展望」

第 7 回 「主要農作物種子事業と北海道農業への期待」



北の大地を 支える力。

地域に根をはり、全道に広がるネットワーク。
私たちは、農業機械・自動車・燃料などの事業を通じて
日本の食料基地北海道の営農ライフラインを支えます。



株式会社

ホクレン油機サービス

●本社／札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1番10号
☎011(892)1551 FAX 011(891)1339

●岩見沢支店／岩見沢市4条東15丁目3番地 ☎0126(22)4421
●旭川支店／旭川市永山2条13丁目1番28号 ☎0166(48)1181
●稚内営業所／稚内市声間4丁目26番12号 ☎0162(26)2111
●網走支店／網走市字呼人382番地 ☎0152(48)2111

「豊かな大地を包みつつける」



ホクレン包材株式会社

代表取締役社長 矢野佳久

本社 札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル17階
TEL(011)222-3401 FAX(011)222-5394

工場 雨竜郡妹背牛町字妹背牛414番地の1
TEL(0164)32-2490 FAX(0164)32-3120

謹んで地震・台風災害のお見舞いを申し上げます。

この度の北海道胆振東部地震・台風21号により被害を受けられました皆様に、心からお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。

一般社団法人 北海道地域農業研究所

目次

- 2 **地域農研NOW** 会員への情報提供と若手研究者に対する育成支援事業
-
- 5 **特集** 力強い北海道農業の構築に向けて 第6回
「需要に応じた米生産と北海道農業の展望」
東北大学 大学院農学研究科 教授 冬木 勝仁
- 14 力強い北海道農業の構築に向けて 第7回
「主要農作物種子事業と北海道農業への期待」
京都大学 大学院経済学研究科 教授 久野 秀二
-
- 26 **レポート** 「備えあれば憂いなし」の農業経営の確立をめざして
—収入保険制度の加入申請手続きが始まりました—
北海道農業共済組合連合会 総務企画部 企画支援グループ 課長 岩城 知幸
-
- 38 **Essay** 「地域で見つけた宝物」
北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課
6次産業化専門官 蝦名 理恵
-
- 44 **シリーズ** いきいき農業高校 第2回
北海道帯広農業高等学校
-
- 51 **研究所だより** 平成29年度受託事業
「十勝育成牧場の運営検討支援業務」の概要
北海道地域農業研究所 特別研究員 三津橋真一
-
- 55 **連載** わがマチの自慢 No.19 音更町
北海道地域農業研究所 特別研究員 三津橋真一
-
- 63 掲示板・DATA FILE

会員への情報提供と若手研究者に対する育成支援事業

□(公社)北海道豆類価格安定基金協会委託事業に係る現地調査
研究者と同行して、受託した課題に係る現地調査を行いました。
(七月六日・一三日、八月一七日・一八)

□自主研究「准組合員問題に関する調査研究」に係る現地調査
(七月九日)
研究者と同行して、研究課題に係る現地調査を行いました。

□北農五連委託事業に係る研究班会議
(七月一〇日・二一日、八月八日・九日・二九日、九月十一日)



今年度、北農五連から受託した課題について、テーマ別に研究者が同席して打ち合わせを行いました。

□(一社)日本協同組合連携機構(JCA総研)が来所
(七月二日)

JCA総研基礎研究部高橋良春主席研究員が組織変更・新名称に伴う事業説明に来所されました。

□北農五連委託事業に係る現地調査
(七月一八・二〇日、九月十一日・十二日・二〇日)
今年度、北農五連から受託した課題について、テーマ別に研究者と同行して現地調査を行いました。



□北海道農産物協会委託事業に係る研究班会議

(七月一九日、九月三日)

今年度、北海道農産物協会から受託した課題について、研究者が同席して打ち合わせを行いました。

□JAカレッジ委託事業に係る現地調査

(七月一九日・二七日、八月二三日)

研究者と同行して、受託した課題に係る現地調査を行いました。

□北海道農業公社委託事業に係る研究班会議

(七月二〇日、八月一〇日)

今年度、北海道農業公社から受託した課題について、研究者が同席して打ち合わせを行いました。

□「平成三〇年度事業計画説明会」の開催 (七月二三日)

(1) 北農五連幹部職員を対象に説明会を開催し、業務推進状況を報告しました。

(2) 説明会終了後、研究事業報告



会を行いました。

① テーマ…「十勝育成牧場の役割、土地利用と飼料生産の評価について」

② 報告者…高木正季氏 (協力研究者員・元北海道立農業大学校部長・十勝農協連主任技師)

③ この講演の概要などは、本号の「研究所だより」に掲載しています。

□自主研究「農村生活史・農協による生活インフラの形成と課題に関する調査研究」研究班会議

(八月三日)

研究者が同席して、研究班会議を開催しました。

□自主研究「六次産業化・農商工連携の展開と農畜産物・食料市場のニューウエーブに関する調査研究」研究班会議

(八月六日)

研究者が同席して、研究班会議を開催しました。

□ホクレン委託事業に係る研究班会議

(八月二日)

研究者が同席して、研究班会議を開催しました。



□北海道農産物協会委託事業に係る現地調査 (九月四日)
研究課題に係る現地調査を行いました。

□農研機構生研支援センター委託事業に関する推進会議 (九月四日)

今年度の調査計画に係る内容確認と、具体的な調査方針について協議しました。

□自主研究「消費者交流事業の展開とその効果に関する調査研究」研究班会議 (九月三日)

研究者が同席して、研究班会議を開催しました。

□「平成三〇年度出版助成事業に係る選考委員会」の開催 (九月一四日)

(1) 若手研究者の育成支援事業として取り進めており、慎重な検討を経て助成が承認されました。

(2) 助成対象出版書籍

① 書籍名 (仮)「農業における派遣労働力利用の成立条件 (派遣労働力は農業を救ったのか)」

② 申請者 高畑 裕樹 氏

(富士大学経済学部経済学科講師)

③ 出版社名 筑波(つくば)書房

④ 出版期日 平成三二年二月予定
(3) 選考委員会の選考理由

本書の目的は、農業への派遣労働力が増加傾向にあり、大規模化・集約化が進展する我が国の農業に於いて、その活用と成立条件を先駆的に解明することとしており、学術的にも農業生産振興に於いても極めて重要な課題として研究提示したことを評価し、併せて、中堅・若手クラスの執筆者の今後の研究活動に期待して、出版助成の対象とするよう推薦しました。

□自主研究「准組合員問題に関する調査研究」研究班会議 (九月二五日)

研究者が同席して、研究班会議を開催しました。

□北海道農業公社委託事業に係る現地調査 (九月二四～二六日)

研究課題に係る現地調査を行いました。

□今後の予定

(1) 第四回理事会の開催(期日は未定です)

(2) 農業総合研修会の開催(地方都市での開催を計画しています。期日は未定です。)

力強い北海道農業の構築に向けて

国連が世界各国に家族農業経営への支援を呼びかける中、わが国では家族農業経営を一層の市場原理のもとに置く農政改革が進められています。

停滞・低迷する日本農業の中で異彩を放つ北海道農業・農村の将来展望とその実現に必要な取り組み、農政のあり方、研究者・研究機関の果たすべき役割などに関して、第一回から第四回までは道内、第五回からは道外の学識経験者の方々から提言をもらいます。

第八回は東北大学大学院農学研究科教授冬木勝仁氏、第七回は京都大学大学院経済学研究科教授久野秀二氏です。

第六回

需要に応じた米生産と北海道農業の展望

東北大学 大学院農学研究科 教授 冬木勝仁

一 米の需給調整の仕組みの

変更と「目安」の設定

農業者自らの判断で需要に応じた計画的生産を行わなくてはならない。とはいえ、全く指標がない中で計画的生産を行うことは困難であるため、何らかの「目安」が必要である。

今年産から米の需給調整の仕組みが大きく変わった。これまでのように国が生産数量目標を配分するといつことがなくなり、

今年の初め、農林水産省は各道府県が設定した二〇一八年産米生産量「目安」の一覧表を公表した。「目安」は、国が米の



冬木 勝 仁 (ふゆき かつひと) 氏

1962年 京都市生まれ
 1989年 京都大学大学院経済学研究科博士前期課程修了
 1995年 東北大学より博士（農学）の学位授与
 論文題名『米穀流通における規制緩和と米穀卸売業者の動向に関する研究』

1990年 東北大学農学部助手
 1994年 東北大学農学部講師
 1997年 東北大学農学部助教授
 1999年 東北大学大学院農学研究科助教授
 2007年 東北大学大学院農学研究科准教授
 2017年 東北大学大学院農学研究科教授。博士（農学）。

【主要著書】

- ・『グローバル化下のコメ・ビジネス－流通の再編方向を探る－』2003年、日本経済評論社
- ・『農業経営安定の基盤を問う』（分担執筆）2003年、農林統計協会
- ・『現代の食とアグリビジネス』（分担執筆）2004年、有斐閣
- ・『食料・農産物の流通と市場 II』（分担執筆）2008年、筑波書房
- ・『与件大変動期における農業経営』（分担執筆）2008年、農林統計協会
- ・『復興の息吹き－人間の復興・農林漁業の再生』（分担執筆）2012年、農山漁村文化協会

生産数量目標を配分しない中で、それに代わるものとして、各道府県の農業再生協議会が設定したもので、生産調整の指標となる数量である。

国が生産調整に関わらないという方針になったため、各都道府県の「目安」を国が取りまとめ公表することも当初は慎重であったが、充実することを約束していた「情報提供」の一環として、二〇一八年一月の「米に関するマンスリーレポート」で都道府県別一覧表を公表した。

概ね半数の県が国全体の需要予測と前年産までの県別配分割合を基に、二〇一七年産に倣った算定方式で主食用米生産量の目安を設定している。だが、八%近く積み増した干葉を筆頭に一三道県が二〇一七年産を上回る目安を設定している。一方で、下回る目安を設定しているのも七府県あり、全国合計で二〇一八年産主食用米の生産量目安は二〇一七年産目標を若干上回る程度である。なお、「飯米・縁故米を除く流通量ベース」で生産目標を設定している新潟や前年産の作付実績をもとに設定している京都は単純に比較できないが、独自に計算した上で新潟を増産、京都を減産とし、数字上は若干減産になっているが、算定方式が変わらない宮崎、沖縄を据え置きとした。

二〇一七年産と異なる数量を設定した道府県の算定方式は

それぞれ異なるが、大きく分けると、地域や単位農協が設定した数値を積み上げた方式と需要動向を何らかの方法で勘案した方式、それに加えて他作物を含めた県全体の農業振興策に沿った方式である。

米需給・価格の安定のためには目安の実効性が問われる。二〇一七年産を超過作付した千葉や新潟が目安を上積みしたことは想定できるが、同じく超過作付した福島、静岡、愛知が目安を少なくしたことは注意を要する。また、前年産は生産調整の「深堀」を行い、主食用米の生産を目標よりも少なくしていた青森、秋田、宮城が目安を上積みしたことの影響も注意する必要がある。

これらの道府県は需要動向をふまえて目安を設定しているのであるが、その推計方法はまちまちである。また、二〇一八年産は制度変更初年度のため、前年産を踏襲した多くの県でも、石川のように「需要見込みの把握方法を検討」しているところもあり、いずれは需要動向をふまえるが、その方法を模索しているというのが多くの道府県の実態であろう。

二．具体的な計画的生産の取り組み

いずれにせよ、「米の生産数量目標に従って生産」すること

を要件とした米の直接支払交付金がなくなるので、これまでと同じように配分したとしても、それは「目安」でしかなく、具体的な取り組みが重要である。

そのことに關して、五月末に今年産米の中間的取組状況（四月末現在）が公表された。主食用米、飼料用米、加工用米、麦、大豆、備蓄米などの作付状況を都道府県ごとに示したものであり、今年産の需給と価格の見通しを判断する上で重要な情報である。

昨年と比べて、主食用米については三四道府県の作付面積が横ばい、七都府県で減少し、増加しているのは六県にとどまっているため、収量が増加しなければ、大幅な供給過剰による米価暴落という事態は避けられそうである。

前述したように、国は今年から生産数量目標を配分しなくなったが、東京と大阪を除く道府県は需要に応じた計画的生産を進めるための「目安」を設定した。主食用米の作付面積を増やした県のうち青森、秋田、新潟、鳥取は「目安」も増やしており、計画どおりといえるが、岩手、福島は事情が異なる。

岩手は主食用米の作付面積を昨年並みとしていたが、今年作付面積が増加している。また、福島は昨年より減らす「目安」を設定したが、実際には増加している。同じく「目安」を減らした静岡、愛知、香川、熊本などでは横ばいである。

このように、実際の作付面積が「目安」を上回る県が多くなれば、供給過剰の可能性が生じるが、「目安」を下回っている県の方が多いので、さしあたりは大丈夫である。

主食用米以外の作物に目を向ければ、これまで主食用米の超過作付を解消する上で大きな役割を果たしていた飼料用米の作付面積を減らした道県が東日本で目立つ。その代わりに、輸出用米等の新市場開拓用米を増やしている道府県が多い。

戦略作物と位置付けられる飼料用米、加工用米、WCS、麦、大豆は「水田活用の直接支払交付金」の「戦略作物助成」の対象で、販売農家や集落営農に助成金が直接交付されるが、新市場開拓用米は同交付金の「産地交付金」の対象であり、内外の新市場開拓を図る米穀の作付面積に応じて都道府県に配分された後、それぞれが設定した助成内容に従って農業者に配分される。したがって、助成内容を設定する都道府県や地域農業再生協議会の取り組みが重要となる。

北海道については、道全体で主食用米の作付面積が「目安」どおり横ばいで、飼料用米、加工用米、大豆が減少、WCS、新市場開拓用米、麦が増加している。石狩市や当別町は主食用米、飼料用米、加工用米がともに増加し、麦が減少しており、米を増産している地域もあれば、南幌町のように主食用米、飼料用米を減らし、麦、大豆を増産している地域もある。また、

主食用米を増やし、戦略作物を減らした滝川市のような地域もあれば、逆に主食用米を減らし、戦略作物に力を入れた名寄市のような地域もある。特徴を一言で表現しやすい地域だけあげたが、それぞれの地域農業再生協議会ごとに特徴が現れている。

この点は、主食用米が増産傾向にある東北各県とは異なる。戦略作物の取り組みは地域によって異なるが、青森、秋田、宮城、福島では多くの地域が主食用米の作付面積を増やしている。とりわけ、秋田では二五の地域農業再生協議会のうち主食用米を減らしたのが二地域、横ばいが二地域だけである。「需要に応じた計画的生産」によって主食用米が増加しているのであれば良いが、「米の生産数量目標に従って生産」することを要件とした米の直接支払交付金がなくなった結果の増産であれば需給の不安定要因である。

このことに関して、宮城の「目安」の考え方が示唆的である。宮城県は、国が示す全国の需給見通しに県産米のシェアを乗じた数量を「宮城県の基本数量」とした上で、各地域農業再生協議会から報告された契約見込数量を勘案して、宮城県全体の「生産の目安」を算定している。契約見込み数量の合計が、前年の契約実績を上回る場合、増加した数量を「基本数量」に上乘せしめた数量を「目安」とし、前年の契約実績並み、または下

回る場合、「基本数量」を「目安」としている。この方式では、「生産の目安」が減少することはない。

これに比べれば、北海道は各地域農業再生協議会が、どのような基準を用いたかはわからないが、地域ごとに「需要に応じた計画的生産」を模索している様子がうかがえる。

三．主食用米におけるミスマッチ

米の主産地である東北各県が増産傾向にあるとはいえ、前述したように、今年産米の中間的取り組み状況を見る限り、主食用米の大幅な供給過剰という事態は避けられそうであるが、問題は主食用米の用途別の需要と供給のミスマッチである。

農林水産省が公表した「米をめぐる状況について」（二〇一八年七月）によれば、「主食用米全体の需給は均衡している中、産地においては、高価格帯中心の一般家庭用の米を生産する意向が強い」一方、買い手においては、三割を占める低価格帯中心の業務用などにも対応した米生産へのニーズがあり、ここにミスマッチが生じている状況である。

卸売業者の販売量に基づいたデータでは四〇％弱が業務用向けに供給されているので、産地が家庭内食向けに生産したつもりの主食用米が業務用として販売されているのである。かつて

は業務用といえば北海道産というイメージが強かったが、食味向上や販売努力、道内消費拡大の結果、道産米は三分の二が家庭内食用である。代わって、秋田を除く東北各県や栃木で業務用向けが家庭内食向けを上回っている。

青森では「まつしぐら」という品種が業務用の大部分を占めている。この品種は収量性やブレンド特性に優れており、県の方針として、外食産業等の業務用を中心に販路の拡大に努めている。山形では特定の大手コンビニエンス・ストア・チェーンの米飯原料の主力である「はえぬき」が業務用の殆どである。しかしながら、岩手、宮城では「ひとめぼれ」が、福島、栃木では「コシヒカリ」が業務用の主力であり、家庭内食用と変わらない。

このあたりが「ミスマッチ」の実態であり、原料コストの引き下げを期待している業務用の実需者にとっても、収入増加を見込んだ農業者にとっても、不満足な結果をもたらしている。本来であれば、一定の食味を保ちつつ、低コスト生産が可能な専用品種への切り替えが必要なのであるが、県が新規投入する品種は高価格帯を指したものが多い。

作ったお米が高く評価されて喜ばない農家はまずいない。そのため農家は日々努力している。それゆえ、高価格帯を目指すことは理解できるが、消費者の動向を考えれば、一律にその

方向を目指すことが正しいとは言えない。

日本穀物検定協会が公表した二〇一七年産米の食味ランキングでは四三銘柄が最高の「特A」になった。ピークであった二〇一五年産の四六銘柄からは減少しているが、二〇〇〇年産が十一銘柄であったことを考えれば、おいしいとされる米が増えている。

特A銘柄が増え、日本の米が全体としておいしくなっているということは消費者にとっても喜ばしいが、それでも一人当たりの米消費は減り続けている。むしろ、消費が減っているからこそ特Aが増えているといえる。縮小する市場の中で少しでも有利に売りたいという産地の思いが特Aの増加に拍車をかけている。デビュー直後に特A評価を受けた北海道「ゆめぴりか」や山形「つや姫」が比較的高値で販売されていることを考えれば、産地の思いも理解できる。

ただ、日本の米づくりの今後を考えた場合、本当にこの方向で良いのか疑問がある。もちろん、おいしい米を作ることには必要である。だが、すべての産地、生産者が特Aを目指すような方向だけに進めば、結局のところ優位性が失われ、これまでと同じように過度な競争が繰り返されることになる。皆が同じ方向を向いては共倒れになりかねない。

食べ方によって求められる「おいしさ」は異なる。食味その

ものを評価する場合もあれば、一緒に食べるものとの相性を重視する場合もある。また、調理や加工の仕方によってもおいしさは異なる。近年の経済状況をふまえ価格を第一に考える食べ方もある。外食や中食あるいは加工米飯など米消費の形と市場が多様化している状況をふまえれば、米づくりも多様でなければいけない。食味重視、「コスト重視、食べ方の提案、環境配慮、地域性など、今後は様々な要素を考慮した個性的な米づくりとそれに対応した農地利用の工夫が求められる。主食用米と戦略作物を区分するだけでなく、主食用米の中で用途別の「需要に応じた計画的生産」にまで深掘しなければならない。

この点、前述したように、かつて業務用米の主力であった道産米は今や三分の二が家庭内食用である。ある牛丼チェーンは以前ほぼすべての米を北海道から仕入れていたが、現在では他県の大規模法人経営との間で、民間企業が開発した品種の契約栽培を進め、仕入れ先を多元化している。同業他社もそれに追随している。北海道も業務用需要に対する生産・販売戦略を再構築する必要がある。

四・米輸出への期待

全国的にも、北海道でも増加傾向にある新市場開拓用米に關連して、米輸出をめぐる情勢について触れておこう。

今年の五月九日に行われた安倍首相と中国の李克強首相との会談で、中国が行っている日本産食品の輸入規制緩和を進めることが合意された。それと関連して、日本から中国に米を輸出する際に必要な指定精米工場、燻蒸倉庫を増やすことも合意された。これまで指定されていた施設は神奈川県にしかなく、今回北海道など産地に近い場所の施設が指定されたことで、流通コスト削減が期待でき、中国への米輸出拡大の条件が整備された。

ただ、現在でも燻蒸倉庫の能力は年間七、〇〇〇tあるにもかかわらず、中国への米輸出は二九八t（二〇一七年）にとどまっていることを考えれば、輸出のための施設だけの問題ではない。米の主要産地である新潟や宮城を含む一〇都県産の全ての農林水産物・食品について、中国が未だ輸入停止措置を続けていることもあるが、日本側の輸出推進体制の課題もある。

一つは、現在の取り組みが産地バラバラに行われていることである。輸出推進のために、農林水産大臣の下、二〇一七年九月に「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」が立ち上げられて

いるが、まだ緒に付いたばかりである。実際の取り組みが各産地に委ねられている状況では、国内の産地間競争を海外に拡大することになる。産地間で切磋琢磨することを否定するわけではないが、まずは、オール・ジャパンで日本産米市場全体の拡大戦略を持つ必要がある。

いま一つは、農業者の意識の問題である。「米輸出」と言われても、多くの農業者は具体的なイメージを持たず、自分自身が取り組むという意識にはならないだろう。もちろん、政府は輸出拡大が重点課題であることを農業者に示し、多くの情報を提供しているが、それだけでは自分が米を輸出するということを実感できない。商社、米卸売業者や全農、農協など組織の取り組みだけではなく、同じ目線の農業者による実際の輸出の取り組みが身近になれば、自分自身も取り組むことができる課題として意識するようになるだろう。そのためには、ロール・モデル（社会的役割が果たせ、他の見本になるような人）として、各地に輸出に取り組む先進的農業者を重点的に育成することも必要であろう。

他の先進国と比べて日本は農産物の輸出が少ない。輸出だけで米生産者の経営が向上するわけではないが、販路開拓の一つの選択肢として、輸出を考える農業者がもっと居てもよいだろう。前述したように、中国への輸出用に北海道内の施設が指定

された。この機会に、これまで先進的な役割を担ってきた北海道の農業者に米輸出でも先陣を切って欲しい。

五、米流通改革と北海道農業

昨年の国会では、二〇一六年十一月二十九日に決定、公表された「農業競争力強化プログラム」に基づく「農業競争力強化支援法」及び関連七法が成立した。単独の法にはなっていないが、このプログラムには米卸売業界再編も含まれ、農協改革と併せ、米流通が大幅に変化することが予想される。

プログラム本文では、「中間流通（卸売市場関係業者、米卸売業者など）については、抜本的な合理化を推進すること」が示されているのだが、併せて公表された参考資料では、米卸売業者数が過剰であることが強調され、「生産者・JA等が、自ら販路を開拓するとともに、流通を合理化して」コストを削減することが今後の方向として示されている。

現在、全国で二六〇社以上の卸売業者が存在しているが、この数は食管制度末期の状況と変わらない。もちろん、食管法から食糧法に移行したことで新規参入が相次ぎ、その後の競争を経て、顔ぶれは入れ替わっているが、数としてはほぼ同じくらいである。米の市場規模が縮小していることを考えれば、確か

に業者数は過剰であろう。

この資料では過当競争による経営状況の厳しさが強調されるとともに、日本の米流通が韓国と比べて多段階になっており、非効率であることが示されている。明言はしていないが、生産者・農協等が自ら販路を開拓するとともに、中間流通を極力なくし、産地と実需者が直接取引する形態を推奨しているように見える。

また、全農の販売事業に対しては、「流通関連企業の買収」、「委託販売を廃止し、全量を買取販売に転換すべき」などを求めている。こうした政府の方針をふまえ、全農は、二〇一七年三月二十八日に開催した臨時総代会で、主食用米について、二〇一八年度に実需者への直接販売を二二五万t（取扱量の六二％）に、生産者からの買取集荷を五〇万t（集荷量の二五％）に拡大することを決定し、二〇二四年度にはそれぞれ九〇％、七〇％を目指すことも示している。

さらに、全農は、回転ずし最大手あきんどスシローの親会社であるスシローグローバルホールディングス（SGH）の株式を取得し、実需者との結びつきを強めている。SGHの株式は米卸売業者最大手の神明も取得し、筆頭株主となっており、元気寿司との経営統合など業界再編を進めている。全農はSGHの第二位の株主であり、スシローへの米供給継続で神明と合意

している。また、包装米飯大手のサトウ食品工業への出資も決定し、着々と「流通関連企業の買収」の方向を進めている。

回転寿司業界再編を通じて、全農と米卸売業者最大手の神明が結びつきを強めることは多くの米卸売業者にとって脅威である。集荷率は以前よりも低くなったとはいえ、全農のシェアは大きい。生産者団体と米卸売業界最大手が協力して、実需段階まで含む米流通再編を進めることは多くの米卸売業者の存亡にも関わる。

大手同士の合従連衡が進む米流通再編の中で、ホクレンを中心とする北海道産米の販売戦略を改めて考える必要がある。

六 北海道農業への期待

これまで、それぞれの項目で北海道農業との関わりを指摘してきたが、最後に東北在住の私から見た北海道農業への期待を述べておきたい。

「隣の芝生は青く見える」のかもしれないが、都府県農業から見て、北海道農業の規模はうらやましい。だが、それも一概には言えなくなってきた。二〇一五年農林業センサスのデータでは引き続き5ha以上の経営体が増加しており、都府県農業でも規模拡大が進んでいる。とりわけ七年半前の東日本大震災の

津波被災地では、復興政策による誘導もあり、これまでとは異なる大規模化が進んでいる。震災時あるいはその後にくつた農家、この地を離れた農家、営農を継続できなくなった農家が多数存在し、その農地を少数の組織または個人の担い手が引き受けたことが背景にある。

被災地に限らず、大規模化した農業経営体の中には発展方向を模索している経営体も多い。北海道の農業者には、本稿で指摘した項目を含め、先進的経営体として道外農業者のロールモデルになって欲しい。そのことが日本農業全体の発展（再生）につながるであろう。

第七回

主要農作物種子事業と北海道農業への期待

京都大学 大学院経済学研究科 教授 久野 秀

一 はじめに

筆者は一九九五年七月から二〇〇五年三月まで、途中二年間の在外研究を挟んで約一〇年間、北海道大学農学部／農学研究科・農業市場学研究室の助手を務めた。もともと京都大学経済学部、同大学院経済学研究科で政治経済学から農業問題にアプローチするトレーニングを受け、たまに京都周辺の中山間地域で農業農村構造調査を手伝う機会があったものの、種子・農業を中心とする農業資材産業のグローバルな展開過程を歴史的・構造的に捉える研究に従事していたため、研究室での学生指導等を通じて得た北海道農業に関する見聞は最初から最後まで新鮮であったし、率直に言えば、京都周辺の中山間地域農業との

大きなギャップに戸惑うことばかりであった。当時の三島徳三教授、飯澤理一郎准教授の計らいで得た、北海道農産物協会からの委託事業「種子事業の構造と展開」は、残念ながら北海道を対象とするものではなかったが、ほぼ制度論（歴史と構造）に終始していた筆者の種子市場研究を、不十分ながらも現場レベルに引き寄せる貴重な機会となった^{注1}。二〇一六年一〇月頃に突如浮上し、二〇一七年一月頃からメディアでも取り上げられるようになり、そこそこするうちに国会で短期間のうちに可決・成立に至った主要農作物種子法廃止をめぐる問題理解と世論喚起において、数少ない種子市場研究者として微力ながら一定の役割を果たしているのも、北大時代の経験のおかげである。前置きが長くなったが、このたび『地域と農業』誌から標題

にあるテーマで寄稿する機会を与えられた。この目的のために新たな調査を実施することもなかったし、紙幅も限られているため、すでに各方面で執筆・発言してきた内容^{注2}からそれほど代わり映えのしないものに留めざるを得ないが、二〇一七年一〇月に北海道農政部で種子法廃止に係る意見交換を行い、北海道の先進的な取り組みについて学ぶ機会があったので、そこで得た知見を可能な限り盛り込みたいと思う。なお、全国的には生産者の関心も消費者の関心もコメに集中しているが、主要農作物種子制度の対象には麦類と大豆が含まれる。コメの優良品種でも北海道の存在感が飛躍的に高まっているものの、麦大豆において北海道が同制度の下で果たしてきた、そして今後も果たすことが期待されている役割はひときわ大きい。この点にも言及したいと思う。

二 「主要農作物種子法」と 公共財としての優良品種

北海道立総合研究機構中央農業試験場遺伝資源部長の田中義則氏は、一九五二年に制定された「主要農作物種子法」(以下、種子法)の目的と性格を次のように端的に表現している——それは「国民の食料を確保する食料安全保障に対する国の意思で

あり、その実行を生産現場である都道府県に義務付ける法的根拠」であり、その下で都道府県は「関係機関との連携により品種改良と種子生産のシステムを維持し、主要農作物種子の品質確保と安定供給」に取り組むことができたのである^{注3}。ところが、二〇一七年一月一五日付の農林水産事務次官通知によれば、種子法等の効果もあつて稲の生産は拡大しコメの供給不足は解消したが、食生活の変化に伴う需要量の減少により供給過剰となるなどの「状況の変化」に伴い「種子法の意義も変質した」のだという。政府は二〇一七年三〜四月の国会審議でも、

- ①都道府県育成品種が優先されることが構造的に避けられない、
- ②都道府県の枠を超えた広域的・戦略的な品種開発と種子生産のニーズに応えられない、
- ③種子の生産供給が安定しており、

全都道府県に一律に種子事業を義務付ける必要がなくなった、という説明を一方的に繰り返していた。しかし、言つまでもなく、種子法が果たしてきた役割と機能がなくなつたわけではない。

種子法は主要農作物(水陸稲、麦類、大豆)の優良な種子の生産及び普及を促進するため、都道府県が普及すべき優良品種(奨励品種)を指定し、その原原種・原種・一般種子の生産と安定供給に都道府県が責任を持つことを定めてきた。この目的のため、都道府県は種子法を根拠に一般財源(地方交付税)生



久野 秀二 (ひさの しゅうじ) 氏

1968年 大阪府豊中市生まれ（東京都出身）
 1995年 京都大学大学院経済学研究科博士後期課程中退
 北海道大学農学部／農学研究科・助手
 2001年 博士（農学、北海道大学）取得
 2002－2004年 ワーヘニンゲン大学社会科学部・客員研究員
 2005年 京都大学大学院経済学研究科・准教授
 2010年 同・教授（2012年より同・国際プログラム主任）
 2012年 アムステルダム自由大学社会科学部政治学科・客員研究員

【主要著書】

- ・『Reconstructing Biotechnologies : Critical Social Analyses』Wageningen Academic Publishers 2008年 共編著
- ・『食料主権のグランドデザイン：自由貿易に抗する日本と世界の新たな潮流』農文協 2011年 共著
- ・『食と農の社会学：生命と地域の視点から』ミネルヴァ書房 2014年 共著
- ・『Risk and Food Safety in China and Japan : Theoretical Perspectives and Empirical Insights』Routledge 2018年 共著

【主な論文】

- ・「多国籍アグリビジネスによる「種子の包摂」の現段階と対抗運動の可能性」『有機農業研究』第8巻2号 2016年12月 単著
- ・「遺伝子組換え作物の正当化言説とその批判的検証」『農業と経済』第83巻2号 2017年3月 単著
- ・「Revitalising Rurality under the Neoliberal Transformation of Agriculture」『Journal of Rural Studies』Vol.61 2018年7月 共著
- ・「農業知財に関するバイオパイラシー問題の潮流と今後の課題」『農業と経済』第84巻11号 2018年11月 単著

産流通振興費」への上乗せ分。一九九八年以前は補助金として配分されていた）から捻出した予算に基づいて、①指定種子生産圃場の指定及び圃場審査、生産された種子の生産物審査、②指定原原種圃・原種圃の指定及び圃場審査、生産された原種・原種の生産物審査、③有用な品種を奨励品種として指定するための試験、④優良な種子の生産及び普及のための指定種子生産者等への勧告・助言・指導、⑤種子の安定供給のための種子計画の策定等を粛々と行ってきた。主要農作物（穀物）は野菜と比べて種子の増殖率が低く、しかも毎年安定的に大量の種子を準備する必要がある。純度と発芽率の高い種子を一般生産農家に供給するためには種子増殖の過程で自然交雑や人・機械を介した異品種の混入、病虫害の発生等の種子事故を防がなければならない。これらの作業に多大な時間と労力を要するため、育種家種子から原種を、原原種から原種を、原種から一般種子を、それぞれ段階を追って、綿密な計画と緻密な作業に基づいて生産するシステムが整備されてきたのである。

北海道の優良品種のうち、水稲の「ゆめびりか」は上川農試、「ぶっくりんこ」は道南農試、「おぼろづき」は北海道農研センター、「ななつぼし」と「そらゆき」は中央農試で育成された。通常、水稲品種の育種には一〇年以上の年月を要する。育種母本の交配、系統の選抜と検定、有望な系統の評価という「育種サイクル」を二〜三回ほど繰り返してようやく育種目標に達した新品種候補系統が生まれる。さらに能力評価のため、三年以上かけて育成場以外の農業試験場で奨励品種決定基本調査、農業改良普及センターや地域農業技術センター、JA等の協力を得て奨励品種決定現地調査を実施する。栽培適性だけでなく、実需者である事業者や消費者の協力によって食味や品質、加工適性などの評価も行う。

北海道では、認定された優良品種の育種家種子を中央農試遺伝資源部が担当して作出し、道から委託されたホクレン種苗生産センター（滝川市）が育種家種子から原原種を生産し、水稲の場合は道の指定を受けた岩見沢市（旧栗沢町）・滝川市（旧江部乙町）・秩父別町・当別町・北斗市・中富良野町の六採種組合（原種圃場八・一ha）で原原種から原種を生産し、道の指定を受けた同じ市町にある農協の採種圃場（約九八九ha）で原種から一般種子が生産される。麦類の場合は、原種生産（八三三ha）を道内一一農協と幕別町・女満別町にある特産種苗協会、

一般種子（約二、五〇〇ha）を道内三六農協、一事業者、幕別町の特産種苗協会が担っている。大豆の場合も、原種生産（二六八ha）を道内一五農協と幕別町・女満別町にある特産種苗協会、一般種子（九一四ha）を道内三六農協、二事業者、幕別町の特産種苗協会が担っている。この種子生産事業に四年は必要である。

これら各段階で種子の品質と安全を確保し、種子の安定供給を図るため、主要農作物の生産と流通に関わる多くの関係機関（道農政部、中央農試、JA北海道中央会、ホクレン、集荷団体、米麦改良協会、北海道農研センターや農業改良普及センター等）が種子生産農家・採種組合と地域レベルで幅広く連携している。こうした主要農作物種子の生産・供給システムが安定的に維持され、その役割を果たしてこられたのは、それが種子法によって公的な事業として明確に位置づけられていたからである。

一九八六年に種子法が改正され、さらに一九九五年に食糧管理法が廃止されたことによって、民間事業者が主要農作物種子事業に参画できるようになったが、主要農作物種子の生産・流通・管理に国と都道府県が主導的な役割（最終的な責任）を果たすという基本方針はその後も貫かれてきた^{注4}。いくつかの有望な民間育成品種が開発されたものの、なかなか奨励品種に指

定されないため都道府県の補助を受けられず、国や都道府県が育成した公共品種と比べて五〜一〇倍もの価格でしか種子を農家に販売できない、だから広く普及しないのだ、という不満が出ていたのは事実である。

しかし第一に、国土が南北に長く、同じ県でも平坦部や山間部が入り乱れ、各地で多様な農業が営まれる日本では、多様な品種の開発と緻密な種子の生産管理が不可欠であり、地域ならではのユニークな命名などマーケティング努力も含め、多様な優良品種が地域農業の活性化に繋がってきたし、そのようなものとして品種開発の努力が重ねられてきた。裏を返せば、全国で栽培される長年にわたり高評価を得ている「コシヒカリ」など一部の品種を除き、各品種の種子は市場規模が小さく、手間とコストを考えれば、民間企業が営利目的で種子事業に参画するのはそもそも難しいのである。水稻作付面積で新潟県に次ぐ北海道では、「ななつぼし」や「ゆめぴりか」のような主力品種ともなれば全国有数の作付面積となるが、二〇一八年度の奨励品種はうるち米だけで一七品種あり、気候や土壌等の自然条件に応じて区分された地帯別に適地・適作を推進するため各品種の作付指標が設定されている。小麦の奨励品種は、秋小麦の「きたほなみ」や春小麦の「春よ恋」など九品種で、基本的に適応地帯は全道にまたがるが、加工適性や形態特性、病害抵抗

性等の障害耐性にバリエーションがある。大豆は「ユキホマシ」や「ユキシズカ」など一九品種が奨励品種に指定されており、やはり六地帯区分ごとに適応品種が複数提示されている。

第二に、育成された優良品種はその時々の実用品種として広く普及し生産されるだけでなく、新たな品種改良の育種素材として広く活用される遺伝資源でもある。公共育成品種は国内の農業生物資源ジーンバンク（植物遺伝資源はつくば市にある遺伝資源センターと、他の農研機構や農林水産省傘下の研究所にある一二のサブセンターで構成される）はもちろん、国際農業研究機関（CGIAR傘下のARC）や各国のジーンバンクとつながる国際的な遺伝資源ネットワークに組み込まれることになる。農業分野でも知的財産権の強化による資源や技術の私的専有（囲い込み）が政策的に推進されるような状況下で種子法が廃止されてしまったわけだが^{注5}、日本と世界の食料安全保障に直結する主要農作物の遺伝資源に対する公的管理が弱まることは避けなければならない。

要するに、主要農作物の優良品種は「地域の共有財産」であると同時に、持続的に保全・利用される遺伝資源として「全人類の共有財産」でもあるということだ^{注6}。そして、そうした「共有財産」としての種子・遺伝資源を生産・供給・管理する役割を国と都道府県に課してきたのが、主要農作物種子法だっ

たのである。法制定時の目的に照らした「種子法の意義」が仮に「変質」したとしても、種子法が果たしてきた役割と機能を否定する理由にはならないはずである。

三．種子法廃止理由の虚構性と

背景にある新自由主義的農政

ここでは、種子法が「我が国農業の国際競争力の強化に向けて官民の総力を挙げた種子の開発・供給体制を構築することと矛盾する」と断定した二〇一七年一月の農林水産事務次官通知をもとに、政府の種子法廃止理由の虚構性を明らかにしていきたい。

第一に、事務次官通知は「各都道府県とも家庭用需要を志向した画一的な品種開発を目指してきた」とする。また、同じことだが「外食・中食産業用や輸出用などの多様な需要に対応する品種や生産コストを下げる品種の開発はほとんど取り組まれていない」と決めつけている。昨年来、同じような言説が『日本経済新聞』を中心に盛んに繰り返されている。各都道府県が良食味ブランド米を志向していたのは事実だが、その背景には米価の趨勢的低下と地域農業の衰退を打開するために、ブランド米を育成して少しでも有利な市場価格を確保しようとする各

都道府県の生存戦略があるし、実際には各栽培地域の多様な条件に応じた多様な品種を開発し普及してきたことは先に指摘したとおりである。もちろん、民間事業者の力の入れ具合からすれば相対的に弱かったかもしれないが、一部の都道府県では加工用・業務用向けに多収性品種の開発が進められている。国の農研機構も重視して取り組んでおり、北海道農研センターが育成した「雪ごぜん」(きうら5397)の一九%増、次世代作物開発研究センターが育成した「やまだわら」(埼玉県と群馬県で産地品種銘柄に登録されている「朝の光」の三三%増)や「とよめき」(「コシヒカリ」の二三%増)など、各地域の栽培条件や作型に合った実用品種がすでに開発されている。つまり、民間事業者でなければ対応できないということではない。むしろ、そうした国や都道府県の知見を民間事業者に「払い下げる」ことが種子法廃止の狙いではないのか。

第二に、事務次官通知は「都道府県開発品種が奨励品種を占めたように、そうした傾向があったのは事実である。しかし、そもそも北海道でも他の府県でも、品種改良は各地域で広く普及すべき優良品種の開発を目的としており、それゆえ優良品種(奨励品種)を決定するための各種試験を必然的に伴っており、さらに優良品種の種子を安定的に生産・供給する責任を負って

いる以上、種子生産と品種改良が一体の事業として取り組まれてきたのはむしろ当然である。もちろん、民間育成品種でもその優良性と普及性が認められれば奨励品種に認定され、前述したようなシステムを通じて種子の生産と普及がされることになっていくし、少ないながらもそうした事例があるのだから、種子法の存在が民間企業の参入を妨げてきたというのは言いが

かりである。民間企業が得意とする（というよりも、そうしなければ利益を確保できない）ハイブリッド品種の場合、種子生産の方法は通常のやり方とは大きく異なるため、都道府県の奨励品種として種子法に従った種子の生産・供給を行うことは、技術的にもビジネス的にも想定されていなかったのではない^{注7}。採種の手間と採種効率の低さを考慮すれば、公共品種種子の一〇倍もの価格となるのは当然であろう。生産規模を拡大しようが、奨励品種として都道府県の補助金を得ようが、この価格が大幅に下がるとは思えない。したがって、種子法廃止とセットで論じられた「良質で低廉な農業資材の供給」とはベクトルの向きが逆である。それでも、例えば三井化学アグロの「みつひかり」は超多収性が一部の生産者から高く評価されており、一九県で産地銘柄品種に認定され、業務用米として大規模農家・農業生産法人を中心に全国で約一、六〇〇ha作付けされているという。ちなみに、兵庫県の基幹奨励品種は「品質・

収量性及び栽培性ともに優秀であり、かつ、広域適応性が高いため、県が普及を促進する必要があると認める品種」と定義され、県内一、五〇〇ha以上の作付けが見込めることが要件となっている。奨励品種は各地域にとつてそのくらい重たいステータスなのであって、新規参入企業が片手間にやり遂げられるものではない。

第三に、そもそも政府が目指そつとしている「農業の国際競争力強化」「成長産業化」「輸出産業化」とは何を意味しているのか。種子法廃止を最初に提言した規制改革推進会議・農業WGのメンバーでもある大泉一貫氏は、次のような説明を試みている^{注8}。すなわち、彼らが目指す農政は「輸出などの農産物市場開拓をめざし、経営者重視の構造改革推進に重点を置いており、それまでの稲作偏重、その根源にあった兼業農家維持の保護農政とは一線を画している」。ここでは「市場に敏感な農業生産の構築が重要」であり、そのためにも「計画経済で作付けがなされる」メの生産調整を見直す必要があった¹し、「実質的に地域組合と化している農協に攻めの農政の隊列に加わってもらう必要があった」のである。目指すべきは「グローバルフードチェーンの構築」であり、それは「海外で売ろうとする輸出事業者が、国内産地と結びつきを強化し、産地・物流・販売事業者・海外消費者の全体がつながる仕組み」である。そう

した政策を決定するためには、農林水産省を主幹とするステークホルダーの集まりとしての審議会（例えば食料・農業・農村審議会）に任せていては「現状維持か保守的なところにとどまる傾向」にあるから、「規制改革会議や未来投資会議、国家戦略特区のような機関が牽引するよりほかない」云々。大泉氏はこのように論じ、官邸主導の強権的新自由主義政策（アベノミクス農政）を正当化する。こうした農業観・農政観を正面から批判する磯田宏氏によれば、これは要するに、所得階層別に世界的規模で再編が進む農産物・食料消費市場に合わせたバリューチエーンの階層別再編（富裕層向け、中間層向け、貧困層向け）に日本農業を投げ込むものであり、グローバル市場競争に参画できる一部の農業経営者を重点的に支援する一方で、大多数の農家・農村地域を切り捨てる政策である^{注9}。換言すれば「点」を育てるために「面」をないがしろにする政策である。こうした「攻めの農業」は、地域に立脚して多様な事業展開を図る先進的な農業経営者の感覚からも乖離するものであるが、政府が「農業競争力強化プログラム」を実施するために強権的に進める一連の法整備の一環として種子法廃止を位置づけて理解すると合点がいく。しかし、いま日本で求められているのは、一部に形成されてきた大規模経営・営農組織だけに施策を振り向けることではなく、地域農業・農村の担い手である多様な

「小さな農業」との支え合いを通じて地域農業の維持を図ろうとする「モザイク型農業」を展開させることであり^{注10}、それを主要農作物の生産面で支えてきたものこそ、種子法だったのである。

四．主要農作物種子制度はどうなるのか

各都道府県は種子法を根拠法として一般財源（地方交付税）から事業予算を確保してきた。二〇一八年六月までに全国六三地方議会から「万全の対策を求める」や「参議院附帯決議に基づく新たな整備と積極的な施策を求める」といった意見書が提出されたことに示されるように、根拠法が廃止された後も主要農作物種子事業が継続的に運用されるのかどうか懸念されている。市民団体「たねと食とひとフォーラム」が二〇一八年六月に実施した都道府県アンケートによれば、全体的に種子事業関連予算は前年度とほぼ同額で、事業継続の意思表示を含む回答も散見される。しかし、都道府県としての責任を継続して果たす意思を示しつつも、例えば「指定」を「認定」、「審査」を「検査」に置き換えたり、「承認」や「届出」、「報告」にトーンダウンさせたりと、種子法廃止への対応に苦慮している様子が窺える。新潟県や埼玉県、兵庫県、そして現在準備中の

北海道など、独自の条例を制定する都道府県がある一方、大阪府、奈良県、和歌山県、山梨県など主要農作物生産が相対的に弱い府県で種子事業を米麦協会や種子協会等に移管する動きも生まれている。

各地で育成され普及してきた公共品種に対する生産者・消費者の需要がなくならない限り、すべての都道府県が種子生産事業から撤退することは想定できない。民間企業がビジネスとして主要農作物種子事業に参入するためにも、育種素材となる優良品種を育成・供給・保全する役割を公的試験研究機関が担い、あるいは固定種の種子を安定的に生産・供給する役割を都道府県が担うことが不可欠なはずだ。しかし、品種改良事業が量的・質的に低下した場合に、それと連動して種子生産事業が弱体化する可能性、逆に、種子生産事業が弱体化した場合に、それと連動して品種改良事業の力量が後退する可能性は否定できない。知識やノウハウ、そして遺伝資源は、現場で使い続けることによってこそ十全に維持できるものである。国の試験研究機関は遺伝資源の管理と育種素材の開発に事業を特化することが可能かもしれないが、地域農業の多様な条件に応じた多様な品種の育成と普及に果たすべき都道府県の役割は、品種改良だけでなく種子生産事業だけでなく、両者が一体となって取り組まれてはじめて発揮されるものである。

種子事業の現場や生産者・消費者の間で高まる懸念や批判の声に対して、事務次官通知は「種子に関する業務のすべてを、直ちに取りやめることを求めているわけではない」と応じているが、同時に、都道府県が必要な措置を講ずるのは「民間事業者の種子生産への参入が進むまで」としている。総務省も「引き続き種子生産の経費を織り込んで地方交付税を配分」するが、「状況が変われば見直す」と本音を隠していない。野党が共同で提出した種子法復活法案の審議で、自民党議員は「地方自治体に再び法律で義務づけを行うことは、地方自治体の能力を軽んじている。地方主権に反するのではないか」と発言した。本来必要な事業を、予算を保証することなく、その継続の判断を含めて地方に丸投げする姿勢は、まさに新自由主義的な地方分権の典型であり、こうした認識が現在の政府・与党に蔓延しているとするれば、アベ政権が続くかぎり、多くの生産者・消費者・種子事業関係者の懸念が現実のものとなる可能性は否定できない。

農業競争力強化支援法は第八条四項で「種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進する」とした。まさに公的種子事業の民

間企業への「払い下げ」である。事務次官通知にはより明確に「農業競争力強化支援法の目的は、官民の総力を挙げた種子・種苗の開発・供給体制を構築することで、我が国農業の国際競争力を強化し、農業を成長産業にすることにある」と書かれている。世界的にはバイエル・モンサントやダウ・デュポン、シンジエント・中国化工等の巨大多国籍企業（バイオメジャー）による種子市場の支配が強まっている。トウモロコシや大豆と比べると、小麦やコメの種子にはまだ本格的に参入しておらず、米国でも公共品種が一定のシェアを維持しているものの、趨勢的には民間品種への移行が顕著である。日本モンサントや住友化学がコメの品種開発と種子生産に参入していることをもって、「黒船襲来」の如くバイオメジャーの日本市場参入を警戒する声も聞かれるが、種子ビジネスというのはそれほど単純ではない。それでも、政府が法律によって「国や都道府県の知見を民間事業者へ提供」することを方針として定めた以上、それが国外に流出したり外資が参入したりする事態につながる可能性は否定できない。そのため、事務次官通知も「民間事業者への知見の提供に当たっては、この観点（＝国内農業の国際競争力強化と成長産業化という支援法の目的）から適切な契約を締結する」等の対策を講じる必要があるとし、野党の復活法案でも知見の提供を国内事業者に限定する条文が含まれていた。

しかし、すでに参入している国内事業者も多国籍企業であるし、民間企業の事業活動に国境で線を引くことにどれだけの意味があるのだろうか。外資のみを規制すれば、TPPやRCEP等の自由貿易投資協定で必須となりつつある「投資家対国家紛争解決（ISDS）条項」に抵触する可能性もある。知見の提供を含む官民連携そのものは否定されるべきとは思わない。繰り返すように、問題はむしろ国と都道府県の役割を民間事業者の「黒子」として積極的・一方的に知見を提供することに矮小化している点にあると、筆者は考える。そうした「官民役割分担」が戦略的計画の欠如、長期的研究に必要な資金の不足、公的部門が果たしてきた人材育成や改良普及活動の弱体化をもたらしたことは、英国や欧州の経験からも明らかであるし、米国でも現場の研究者が懸念している点である^{註1)}。

五．おわりに

北海道は日本の食料基地と言われるように、コメは全国二位（七・二％）、小麦は全国一位（六六・三％）、大豆も全国一位（三五・〇％）で、主要農作物種子法では対象外だったものの、小豆に至っては九一・九％を占める。こうした圧倒的な位置を占める北海道農業を支えているのは、言うまでもなく優良な品

種を継続的に育成し、その良質な種子を安定的に生産・供給する主要農作物種子事業であり、それが北海道農政部だけでも、農業試験場だけでも、ホクレンや採種組合だけでも、種子生産農家だけでもなく、それらを含む多くの関係機関が縦横に連携することで初めて十全に機能するものであることは、先に説明したとおりである。こうした公的種子事業を今後も安定的に維持・発展させることは、もはや北海道農業だけの問題では済まされず、種子法廃止によって縮小・撤退を余儀なくされるかもしれない一部の都府県を支援することも含め、日本全体の公的種子事業を支えていく役割が期待されている。北海道が独自の種子条例を制定する準備を進めているのは、そうした姿勢の表れであると評価したい。

行政や農業団体のみならず、北海道では一般の生産者や消費者の関心も高く、二〇一八年六月には「北海道たねの会」が「国民の食料主権と農家の種子権を支持する立場から、道民の共有財産である、北海道らしい多様で安全安心な種子を守り育むとともに、そうした種子なしでは生まれない多様な安全安心な食と農業と地域産業、地域社会を支え、発展させることを中心に、豊かな北海道づくりに貢献すること」を目的に設立されている。もちろん、守り育まなければならないのは「北海道だけ」の種子でも「日本だけ」の種子でもない。それらには海外

から導入した遺伝資源を素材に育成されたものも多分に含まれているし、今後も国境を越えて自由に行き交う遺伝資源が、日本と世界各地の「食と農業と地域産業、地域社会を支え、発展させる」ことに繋がるのだという認識が必要である。そうした生産者・消費者・公的種子事業関係者の思いや願いが対峙しているのは、国境の向こう側ではなく、国境を跨いで世界中で農業技術と遺伝資源を私的に囲い込み、自らの利益の極大化を図りながら、各地の食と農と生物多様性を破壊することを厭わないグローバル資本であり、それを政策的に支えることを自らの使命とすべき日本や米国などの政府である^{注12}。国や都道府県の種子事業に関わる研究機関や行政機関、あるいは農協・農業団体を孤立させることなく、広く生産者と消費者を巻き込んだ世論と運動を持続的・発展的に構築していくことが求められている。北海道がその先頭に立つことを期待して、本稿を締め括りたい。

注記

1 久野秀二「種苗事業の構造と展開——規制緩和・国際化・バイオテクノロジ」北海道農産物協会、一九九八年一〇月。

2 例えば、久野秀二「主要農作物種子法廃止の経緯と問題点——公

- 的種子事業の役割を改めて考える」『京都大学大学院経済学研究科
ディスカッションペーパー・シリーズ』J-17-001、2017
年四月・久野秀二「誰のための主要農作物種子法廃止なのか―
価格引下げは実現するか」『農業と経済』第八三巻一〇号、二二
一―三五頁、二〇一七年一〇月臨時増刊号・たねと食とひと@
フォーラム「六月三日シンポジウム「種子法廃止後のたねのゆく
え」報告書」二〇一八年九月、などを参照されたい。
- 3 田中義則「種子法が果たしてきた役割と廃止後の課題」、荒谷明
子ほか『種子法廃止と北海道の食と農』寿郎社、五二―七一頁、二
〇一八年三月。
- 4 久野秀二「主要農作物種子制度下のコメ種子市場とアグリビジネ
スの事業展開」『農経論叢』第五五集、七三―八五、一九九九年三
月（前掲『種苗事業の構造と展開』にも所収）。
- 5 安川誠二「種子法はなぜ廃止されたのか」、荒谷明子ほか『種子
法廃止と北海道の食と農』寿郎社、七二―八九頁、二〇一八年三月。
- 6 田中義則、前掲。
- 7 高澤裕孝氏による三井化学アグリでのヒアリング。たねと食とひ
と@フォーラム、前掲報告書に所収。
- 8 大泉一貫「EPA/FTAに日本の農業はどう対応するのか」
『農業と経済』第八四巻三号、一六〇―一六八頁、二〇一八年四月
臨時増刊号。
- 9 磯田宏「グローバル化をめぐる国際動向と日本のメガF
TA/EPA路線の意味」『農業と経済』第八四巻三号、一四七―
一五九頁、二〇一八年四月臨時増刊号。
- 10 香川文庸「多様な経営様式がかみ合うモザイク型農業像による未
来」『農業と経済』第八四巻一号、一八一―二七頁、二〇一八年一、
二月号。
- 11 久野秀二、前掲ディスカッションペーパーを参照。
- 12 実際、アベ政権は「世界でも最も企業が活動しやすい国づくり」
を標榜している。他方、ランプ政権の「アメリカ・ファースト」
はとくに貿易面で米系多国籍企業の利害と衝突しながらも、全体的
には国内外で規制緩和を進め、投資環境を整備することに忙しい。
久野秀二「国際通商交渉をめぐる農業関連業界・多国籍企業の動
向―「国際主義vs保護主義」言説を検証する」『農業と経済』
第八四巻三号、三三―四五頁、二〇一八年四月臨時増刊号。

「備えあれば憂いなし」の 農業経営の確立をめざして —収入保険制度の加入申請 手続きが始まりました—

北海道農業共済組合連合会
総務企画部企画支援グループ

課長 岩城知幸

収入保険制度の概要

農業災害対策の基幹として制度発足以来七〇年以上にわたり農家の経営安定に大きく寄与してきた農業災害補償制度は、農業保険法として改正され、平成三〇年四月一日に施行されました。

今般の改正は農家の負担軽減やサービス向上などの観点から農業共済制度の大幅な見直しに加え、価格低下などを含めた農業収入の減少を総合的に補てんする収入保険制度の創設が規定され、法律の名前も「農業災害補償法」から「農業保険法」に改められました。NOSAー団体では、

これまでの農業共済制度に農業経営収入保険制度（以下、「収入保険」）を加えた両方を担うこととなります。

平成三一年一月からスタートする収入保険の概要等についてご紹介します。

◆収入保険の特徴

収入保険の特徴は、品目の枠にとらわれず、農業者自らが生産している農産物の販売収入全体を対象としていることです。また、青色申告書を基に保険が仕組まれていることから、販売金額には、青色申告の販売金額に加え、青色申告の雑収入に計上されている過年産の精算金その他、畑作物の直接支払交付金や加工原料乳生産者補給金の数量払も含めることとなります。ただし、コスト増も補てんする肉用牛肥育経営安定特別対策事業（マルキン）等の対象品目である肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵については除きます。

補償については、これまでに農業共済が補償していた自然災害による収量減少の他、「市場価格が下がった」「けがや病気で収穫ができない」「農作物を保管していた倉庫が浸水して売り物にならない」など、様々な要因による収入減少においても補償の対象としていることが特徴です。

また、農家負担の保険料については、農業共済制度と同様に国が二分の一を負擔し、実施初年度の保険料率は、一・〇八〇%と低く設定しています。保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変わります。

◆補償内容及び仕組み

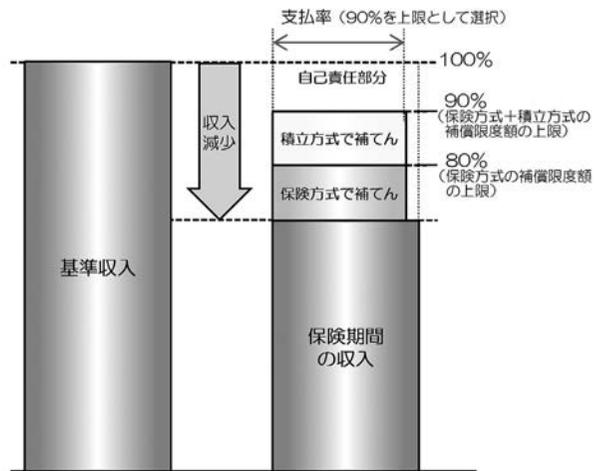
収入保険は、青色申告（簡易な方法を含む。）を行っている農業者（個人・法人）を対象として、農業者ごとの過去五

年間の平均収入（五中五）を基本とし、保険期間の営農計画により算定される収入試算値と比較して、基準収入を設定します。

この基準収入の九割（補償限度＋積立幅）を下回った場合に、下回った額の九割（支払率）について、保険金（掛捨ての保険方式）と特約補てん金（掛捨てとならない積立方式）の組合せ「以下、（補てん金）」で補てんする仕組みを基本としています（図1参照）。補償限度、積立幅と支払率（図2参照）は、農業者がそれぞれ複数の割合から選択することができます。

なお、保険方式への加入は必須ですが、積立方式への加入は任意となります。

（※5年以上の青色申告実績がある場合）



過去5年間の平均収入（五中五）を基本規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

図1 収入保険制度の仕組み

◆保険料・積立金・事務費

保険料・積立金（以下、「保険料等」）については、図3のとおり計算されます。なお、保険料の五〇%と、積立金の七五%を国が補助します。

例えば、基準収入一千万円の農業者が、

◆保険方式の補償限度

青色申告実績	補償限度
4年以上	基準収入金額の80%、70%、60%、50%
3年	基準収入金額の78%、70%、60%、50%
2年	基準収入金額の75%、70%、60%、50%
1年	基準収入金額の70%、60%、50%

◆積立金の積立幅

基準収入金額の10%、5%

◆支払率

保険方式	90%、80%、70%、60%、50%
積立方式	90%、80%、70%、60%、50% 注) 保険方式の支払率を超えない範囲

図2 補償限度、積立幅及び支払率

補償限度額を九割(保険方式八割+積立方式一割)、支払率九割(保険方式、積立方式とも九割)を選択した場合について、保険料は七万八千円(農家負担の保険料率一・〇八〇%)、積立方式は二

- ・保険料
= 基準収入×補償限度(0.8を上限に選択) ×
支払率(0.9を上限に選択) ×保険料率×1/2
- ・積立金
= 基準収入×積立幅(10%または5%を選択) ×
支払率(0.9を上限に選択) ×1/4
- ・事務費
= (保険金額及び補てん金額) ×22円/10,000円+
加入者割(1年目4,500円、2年目以降3,200円)

図3 農業者が負担すべき保険料・積立金・事務費の計算方法

万五千円となり、農業者が加入初年次に支払う保険料と積立金は、三〇万三千元になります。
保険料は掛け捨てのため毎年支払いが必要になります。積立金は農業者の拠出金ですので、補てん金として受領しな

い限り翌年に繰り越されます。(例えば、翌年の加入条件が同じ場合、積立金の追加納入の必要はありません。)

また、自動車の保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変動しますので、農業者の拠出金である積立金部分の特約補てん金だけを受取ったとしても、保険金の受取りがなければ、保険料率は下がることになりません。加入初年時は、危険段階区分は「0」からのスタートになります。

なお、このほか実施主体の全国農業共済組合連合会に対し事務費を納入いただくこととなります。

事務費については、加入者一経営体あたりに固定的に賦課する「加入者割(定額)」と加入者の保険方式と積立方式の補てん額の合計に対して賦課する「保険金額及び補てん対象金額割(変動額)」との二つの方法となります。

危険段階区分	保険料率 (国庫補助後)
10	2.574%
9	1.578%
8	1.522%
7	1.467%
6	1.412%
5	1.356%
4	1.301%
3	1.246%
2	1.190%
1	1.135%
0	1.080%
-1	1.024%
-2	0.969%
-3	0.913%
-4	0.858%
-5	0.803%
-6	0.747%
-7	0.692%
-8	0.637%
-9	0.581%
-10	0.540%

(注：補償限度80%の場合)

図4 危険段階別の保険料率

また、定額の「加入者割」については、加入初年度と継続加入の場合での事務コストに差があることから、継続加入の農業者には、加入初年度より軽減することとしていますので、前述の例の基準収入一千万円の農業者の場合、加入初年度の事務費は二二、三三〇円となり、加入二年目以降は、基準収入が同額の場合、二一、〇二〇円となります。

◆保険金・特約補てん金

補てん金については、基準収入一千万円（保険方式八割＋積立方式一割）の場

合、保険期間の収入が九〇〇万円を下回った場合に、九〇〇万円との差額の九割が補てんされることとなります。つまり、三割の収入減少があった場合、保険期間の収入は七〇〇万円ですので、九〇〇万円との差額二〇〇万円の九割の一八〇万円の補てん金（保険金九〇万円＋特約補てん金九〇万円）が支払われます。仮に、収入がゼロになってしまっても八一〇万円（保険金七二〇万円＋特約補てん金九〇万円）が支払われますので、基準収入の八割以上が確保できることとなります。

なお、補てん金は、確定申告後に加入者から提出される請求書（保険期間中の税務関係書類等含む）に基づき支払われることとなります。

◆つなぎ資金

収入保険では、補てん金の支払には保

険期間の収入を税務関係書類等で確認する必要があることから、補てん金の支払時期は、保険期間終了後の税申告後（個人は翌年三月～六月）となるため、補てん金の支払いまでの間に資金が必要な場合、保険期間中に一度だけ、無利子のつなぎ資金を受けることができます。ただし、保険料及び事務費の全額を支払っている加入者に限ります。

つなぎ資金は、自然災害等により相当の数量減少が生じることが見込まれる場合を対象に、加入者からの事故発生通知に基づき、農産物等の被害状況から保険期間の収入見込額を算定し、保険期間の収入見込額が、加入者の補償限度額を下回る場合は、下回った額の八割を限度に必要に応じて貸し付ける仕組みです。補てん金の内数になることから、補てん金支払時には、補てん金からつなぎ金額を差し引いた額が最終の補てん金として

支払われることとなり、つなぎ資金の直接的な返済は行わなくても済むような措置を講じておりますが、補てん金を上回るつなぎ資金を行ってしまった場合は、上回った額を加入者から返還してもらうこととなります。

◆収入保険と類似制度の選択加入

収入保険と収入減少を補てんする機能を有する国の類似制度（農業共済、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及び野菜価格安定制度など）は、国費の二重助成を避けるため、重複加入は認められず、農業者が自らの経営形態に合った制度を選択（任意加入）することとなります。

したがって、農業共済を選択する農業者は収入保険に加入することはできませんが、農業共済のうち、園芸施設共済の固定資産の損失と家畜共済の病傷共済

は、農業収入に直結しないため、収入保険との重複加入は認められています。

◆収入保険と農業共済の比較

【単作経営】

収入保険の最大補償は、保険方式と積立方式の両方に加入し、保険方式八割（支払率九〇％）＋積立方式一割（支払率九〇％）を選択した場合であり、実質的な補償は収入減少が二割減で八九％、五割減で八六％、一〇割減で八一％となります。

一方、農業共済は、最大補償（※要件審査により最大補償を選択できない場合もあります）は品目ごとに次のとおりです。なお、農業共済の九〇％補償の品目は、ナラシ対策ともリンクしていることとなります。

- ① 九〇％補償…水稲、麦、ばれい

しよ、大豆、てん菜

- ② 八〇％補償…りんご、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ

- ③ 七〇％補償…小豆、いんげん

道内では、単作経営の農業者は少ないのですが、単作経営の場合、収入保険と農業共済の比較はシンプルに考えられます。

収量減少のみを補償して欲しいと考える場合、農業共済の九〇％補償の品目は、収入保険では支払率があるため、被害の程度により八一％～八九％の補償となることから、農業共済が若干手厚く、農業共済八〇％補償・七〇％補償の品目は、収入保険が手厚いものとなります。

注意点として、農業共済は補償の基礎となる農業者の基準収穫量（基準単収）のベースは五中三や七中五などの過去の

最大・最少となった収穫年のデータを除いて算定しますが、収入保険の基準収入は過去の販売収入の五中五の平均収入を基礎として算定することから、必ずしも両制度の補償水準が同一にならないことがあり、補償割合だけで簡単に判断できませんので、それぞれの制度での補償額も確認する必要があります。

○収入保険
 基準収入×補てん割合
 ×支払率

○農業共済
 基準収穫量×補償割合
 ×単位当たり 共済金額

品目：米（主食用米）					
平均収入 1,201万円 〔 作付面積 9.22ha 単収 551kg/10a 販売単価 14,186円/60kg 〕	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4	シナリオ5
	販売価格が、 地域平均で、 2割低下 当年収入 961万円	販売価格が、 個人のみで、 2割低下 当年収入 961万円	自然災害により、地域全体が、 収量 5 割減 当年収入 601万円	自然災害により、個人のみが、 収量 5 割減 当年収入 601万円	自然災害以外の要因により、収量 2 割減 〔 ・病気や怪我で、作業委託もできなかった。 ・新規作物の栽培に失敗。等 〕 当年収入 961万円
既存制度 掛金拠出合計57.2万円	205万円	0万円	515万円	369万円	0万円
ナラシ対策 (20%コース) ※最大で 2 割の収入減少 まで補てん 積立金51.3万円	205万円	0万円	146万円 ※共済金相当額 (367万円) を 控除	0万円	0万円
農作物共済 〔 全相殺方式 補償限度9割 〕 共済掛金5.9万円 (掛け捨て)	-	-	369万円	369万円	-
収入保険 〔 補償限度 9 割 (保険8割+積立1割) 〕 支払率 9 割 ※10割の収入減少まで 補てん 掛金拠出合計35.6万円 〔 保険料8.6万円 (掛け捨て) 積立金 27.0万円 〕	108万円 補てん金を含めた 当年収入 1,069万円	108万円 補てん金を含めた 当年収入 1,069万円	432万円 補てん金を含めた 当年収入 1,033万円	432万円 補てん金を含めた 当年収入 1,033万円	108万円 補てん金を含めた 当年収入 1,069万円

図 5 収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較（米）

また、価格低下を心配する農業者にあつては、道内ではJA出荷率が高いことから、ナラシ対策の品目の場合、地域単位での価格低下となることが多いと想定されます。収穫物の大半をJAへ出荷している農業者は、ナラシ対策である程度はカバーされることが想定されますが、直販の割合が高い農業者にあつては、必ずしもナラシ対策とは連動しない場合もあるため、収入保険では個人の実績で補償される利点もあります。

【複合経営】

一方、複合経営の場合、作付する品目数と品目ごとの収入ウェイトによつて収入保険と農業共済の選択のポイントをどこに置くかが重要となります。

農業共済の対象品目を多く作付する農業者にとつては、収入保険は経営全体での販売収入を補償対象としていることか

ら、品目単位で補償する農業共済より保険金等の支払機会は減ることになります。したがつて、支払う保険料等の額と保険金等の支払機会を総合的に見て加入する制度を決める必要があります、その一助としてNOSAー団体では、職員による個別相談を実施しており、タブレット端末を活用して、類似制度と収入保険とのシミュレーションを行い、選択のポイントをアドバイスしておりますし、NOSAーのホームページにはシミュレーションソフトも掲載しております。

過去に類似制度で補てん金を受け取ったことがある農業者は「過去の実績によるシミュレーション」で受け取った補てん金の比較を行い、さらに「将来の予想によるシミュレーション」により過去に受け取った際の被害（収量減少、価格低下）を想定したシミュレーションを行うことでより具体的な比較が行えることと

なります。

また、「将来の予想によるシミュレーション」では、品目単位に収量の増減、価格の増減を設定できるので、自己の経営で想定される被害でシミュレーションを行うことができます。

水稻主体として転作田に秋播小麦、大豆を作付する場合のシミュレーション例と畑作地帯の秋播小麦、ばれいしょ、小豆、てん菜の例をあげます。

なお、収量減少のほか、小麦の品質低下を加味した試算を行いました。今回の試算結果は、あくまでも想定被害による試算のため、想定被害を変えることで、試算結果が変わります。

特に、価格低下などでは、収入保険の方が有利な試算となる場合があります。

農業者自らが想定する被害に基づく試算を行い、より実態に近いシミュレーション結果を見たうえで加入する制度を

<水田地帯>

品目	加入時			当年		当年の前提
	作付面積	単収	販売価格	収量	価格	
水稻	a 922	kg/10 a 541	円/60kg 14,186	2%増	増減なし	「平年作～やや良」の作況が続いているため 当年収量は増収
秋播小麦	819	507	11,993	30%減	20%減	雪腐病や干ばつの影響での減収・品質低下(製品は1等A、規格外は全体の20%発生)
大豆	613	210	22,208	15%減	増減なし	干ばつの影響で減収

<畑作地帯>

品目	加入時			当年		当年の前提
	作付面積	単収	販売価格	収量	価格	
秋播小麦	a 819	kg/10 a 584	円/60kg(円/kg) 9,418	10%減	40%減	穂発芽等の影響で減収・品質低下(製品は2等A、規格外は全体の30%発生)
ばれいしょ (でん粉加工用)	878	3,350	26.06	増減なし	増減なし	平年作
ばれいしょ (食用)	401	2,427	88.00	増減なし	増減なし	平年作
小豆	446	289	18,480	50%減	増減なし	降雨の影響による減収
てん菜	953	5,340	17.40	10%増	10%増	収量・糖度の像

注1)「販売単価」の単位は、秋播小麦・小豆は円/60kg、ばれいしょ・てん菜は円/kgである。

注2)秋播小麦、大豆、ばれいしょ(でん粉加工用)、てん菜の「販売単価」は「品代+数量払」の単価である。

図6 シミュレーションソフト利用による試算の前提

判断願います。

◆加入申請

スケジュール等

正規の加入申請手続は
一〇月一日からですが、
制度発足の初年度である
今年度は、加入申請手続を
円滑に進めるため、また
収入保険制度の加入を希
望する農業者の手続き負
担を少しでも減らすこと
を目的に、八月一日から
全国一斉に収入保険の加
入申請の事前受付が始
まっています。

一二月となることから、その一カ月前の
一二月までに必要書類の作成、審査が必
要となります。

なお、加入に必要な主な書類は、次の
とおりです。

- ・ 収入保険加入申請書
- ・ 過去の農業収入金額申告書(二六年
から二九年度分まで)
- ・ 農業経営に関する計画(三一年分)

三〇年分については、保険期間開始後
に行った税務申告の書類を追加で申請を
行い、加入申請内容に反映することにな
ります。

これらの書類は、青色申告決算書等の
税務書類を活用して作成することになり
ますが、青色申告決算書等で把握できな
い金額がある場合は、必要に応じて、帳
簿や伝票などで確認することになります。
なお、NOSA1では、既に実施した
収入保険制度への加入意向調査を踏まえ、

【シミュレーション結果のまとめ表示】シート

戻る

○試算結果概要

- ・保険料等は、収入保険の方が類似制度より、437,033円少ない結果となりました。
- ・保険料等は、収入保険の方が類似制度より、505,915円少ない結果となりました。

(注) 積立金は、補填に使われなければ、翌年に持ち越されます。
 (注) 下記のシミュレーション結果には事務費を含んでおりません。

○試算結果詳細

詳細については、以下をご確認ください。

【保険料等の試算】

収入保険（試算）				類似制度					比較	
基準収入	保険料	積立金	合計 (事務費除く) (2)+(3)	農業共済制度 の共済掛金	収入減少影響 緩和対策 の積立金	野菜価格安定 対策 の負担金	加工原料乳生 産者経営安定 対策事業の積 立金	いくさ・豊表農 家経営所得安 定化対策事業 の拠出金	合計 (5)+(6)+ (7)+(8)+ (9) (10)	類似制度 -収入 保険制度 (10)-(4) (11)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
24,857,742	193,204	559,299	752,503	495,251	694,284	0	0	0	1,189,535	437,032

(注) 収入保険にご加入の場合は、保険料、積立金の他に事務費(48,796円)が必要になります。

(単位：円)

【保険金等の試算】

収入保険（試算）				類似制度					比較	
保健期間の 収入	保険金	特約 補填金	合計 (13)+(14)	農業共済制度 の共済金	収入減少影響 緩和対策 の積立金	野菜価格安定 対策	加工原料乳生 産者経営安定 対策事業	いくさ・豊表農 家経営所得安 定化対策事業 の助成金	合計 (16)+(17)+ (18)+(19)+ (20) (21)	類似制度 -収入 保険制度 (21)-(15) (22)
(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)
20,727,013	0	1,480,458	1,480,458	1,692,889	293,484	0	0	0	1,986,373	505,915

(注) 収入保険にご加入の場合は、保険料、積立金の他に事務費(48,796円)が必要になります。

(単位：円)

図7 シミュレーションソフトを用いた試算結果（水田地帯）

【シミュレーション結果のまとめ表示】シート

戻る

○試算結果概要

- ・保険料等は、収入保険の方が類似制度より、864,651円少ない結果となりました。
- ・保険料等は、収入保険の方が類似制度より、1,397,027円少ない結果となりました。

(注) 積立金は、補填に使われなければ、翌年に持ち越されます。
 (注) 下記のシミュレーション結果には事務費を含んでおりません。

○試算結果詳細

詳細については、以下をご確認ください。

【保険料等の試算】

収入保険（試算）				類似制度					比較	
基準収入	保険料	積立金	合計 (事務費除く) (2)+(3)	農業共済制度 の共済掛金	収入減少影響 緩和対策 の積立金	野菜価格安定 対策 の負担金	加工原料乳生 産者経営安定 対策事業の積 立金	いくさ・豊表農 家経営所得安 定化対策事業 の拠出金	合計 (5)+(6)+ (7)+(8)+ (9) (10)	類似制度 -収入 保険制度 (10)-(4) (11)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
36,562,034	284,175	822,646	1,106,821	503,870	514,415	953,187	0	0	1,971,472	864,651

(注) 収入保険にご加入の場合は、保険料、積立金の他に事務費(69,653円)が必要になります。

(単位：円)

【保険金等の試算】

収入保険（試算）				類似制度					比較	
保健期間の 収入	保険金	特約 補填金	合計 (13)+(14)	農業共済制度 の共済金	収入減少影響 緩和対策 の積立金	野菜価格安定 対策	加工原料乳生 産者経営安定 対策事業	いくさ・豊表農 家経営所得安 定化対策事業 の助成金	合計 (16)+(17)+ (18)+(19)+ (20) (21)	類似制度 -収入 保険制度 (21)-(15) (22)
(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)
31,360,088	0	1,391,167	1,391,167	2,413,703	374,491	0	0	0	2,788,194	1,397,027

(注) 収入保険にご加入の場合は、保険料、積立金の他に事務費(69,653円)が必要になります。

(単位：円)

図8 シミュレーションソフトを用いた試算結果（畑作地帯）

農業経営収入保険 加入申請書 (平成 年(年度))

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

貴連合会の事業規程を了知した上で、農業経営収入保険に加入したいので、下記のとおり申請します。また、別紙1「加入申請に関する誓約事項」について誓約します。

【保険資格者の情報】 下記の内容を記入し、該当する選択肢に✓を記入してください。

フリガナ 氏名又は 法人名 印		申請年月日 平成 年 月 日	経営形態 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人
フリガナ 代表者氏名 (法人のみ) 印		事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日	青色申告書の提出年数 <input type="checkbox"/> 4年以上 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 2年 <input type="checkbox"/> 1年
住所 〒□□□□-□□□□		青色申告の種類 <input type="checkbox"/> 正規の簿記 <input type="checkbox"/> 簡易簿記 <input type="checkbox"/> 現金主義の特例による青色申告はありません	電話・FAX (電話) (FAX)
性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 □明治 □大正 □昭和 □平成 年 月 日	E-mail	

【補償内容の選択】 各項目ごとに、希望する選択肢に✓を記入してください。「保険方式のみ」を選択した場合は、積立方式の補償額、支払率の選択は不要です。

補償方式 <input type="checkbox"/> 保険方式のみ <input type="checkbox"/> 保険方式+積立方式	積立方式の 補償額 <input type="checkbox"/> 10% <input type="checkbox"/> 5%
保険方式の 補償限度 青色申告書の提出年数が ・4年以上の場合 <input type="checkbox"/> 80% <input type="checkbox"/> 70% <input type="checkbox"/> 60% <input type="checkbox"/> 50% ・3年の場合 <input type="checkbox"/> 78% <input type="checkbox"/> 70% <input type="checkbox"/> 60% <input type="checkbox"/> 50% ・2年の場合 <input type="checkbox"/> 75% <input type="checkbox"/> 70% <input type="checkbox"/> 60% <input type="checkbox"/> 50% ・1年の場合 <input type="checkbox"/> 70% <input type="checkbox"/> 60% <input type="checkbox"/> 50%	積立方式の 支払率 <input type="checkbox"/> 90% <input type="checkbox"/> 80% <input type="checkbox"/> 70% <input type="checkbox"/> 60% <input type="checkbox"/> 50% ※ 保険方式で選択した支払率以下で選択可。
保険方式の 支払率 <input type="checkbox"/> 90% <input type="checkbox"/> 80% <input type="checkbox"/> 70% <input type="checkbox"/> 60% <input type="checkbox"/> 50%	基準収入金額 の算定方法の 特例 <input type="checkbox"/> 規模拡大特例 <input type="checkbox"/> 収入上昇傾向特例 ※ 両方の特例を選択することもできます。 ※ 収入上昇傾向特例は、青色申告書の提出年数が4年以上ある場合のみ選択できます。

【保険料・積立金の支払方法】 希望する選択肢に✓を記入してください。「分割支払」を選択した場合は希望する分割回数に✓を記入してください。

保険料 <input type="checkbox"/> 一括支払 <input type="checkbox"/> 分割支払 (<input type="checkbox"/> 2回 <input type="checkbox"/> 3回 <input type="checkbox"/> 5回 <input type="checkbox"/> 9回)	別紙2「個人情報の取扱い」に記載された内容について <input type="checkbox"/> 同意します
積立金 <input type="checkbox"/> 新たに積立方式に加入 ⇒ 保険料と同じ支払方法です <input type="checkbox"/> 継続して積立方式に加入 ⇒ 保険期間の開始から8か月目の月の末日までに一括で支払いいただきます	
加入者管理コード □□□□□□□□□□□□□□□□	

図9 収入保険加入申請書

意向を示した農業者の方を中心に、現在戸別訪問を実施して加入推進に取り組んでいます。

◆加入に当たつての留意事項

収入保険は農業共済対象品目以外の農産物も対象となるので、地域内の全ての農業者に対して収入保険制度を十分理解していただいたうえで、経営環境に適した補償内容を選択することが最重要課題になります。

このため、NOSAーでは①農業者のニーズを把握すること、②相性の良い制度の提案（類似制度との比較検討）、③安心して加入していただくためにコミュニケーションで具体的判断材料を提供、④全ての農業者に補償の機会を後押しして「備えあれば憂いなし」の農業経営の確立に向けた加入推進に力を入れています。また、収入保険の大きな特徴は、原則

として税務書類（Ⅱ加入者の申告）に基
づく仕組みであることですが、それ故に、
保険期間中に、加入者としての遵守事項
を了解していただくことも大事です。

なお、加入者の遵守事項には次のもの
があります。

- ・ 作業日誌の作成・保存
- ・ 事業消費帳簿、販売帳簿など会計帳簿の整備
- ・ 営農計画の記載内容に変更が生じた場合の通知
- ・ 過去の青色申告決算書に変更が生じた場合の通知
- ・ 自然災害や病虫害などで数量減少が見込まれる場合の事故発生通知

農業共済制度の見直し

収入保険の導入に併せて農業共済制度
の見直しが行われ、見直し後の農業共済

制度は、原則として平成三十二年一月以降
に開始する共済責任期間（農作物共済は
平成三十二年産）から適用します。

なお、主な見直し内容は、次のとおり
です。

◆農作物共済が任意加入制に

水稲と麦は当然加入制のため、一定の
規模があれば必ず加入していただしてい
ましたが、平成三十二年産からは任意加入
制となり、畑作物共済と同様に加入の申
込みが必要になります。

◆一筆全損特例が追加

農作物共済の一筆全損特例は半相殺方
式と全相殺方式が対象でしたが、水稲品
質方式、麦災害収入共済方式と地域イン
デックス方式を含む全ての引受方式で対
象となります。

一筆全損特例とは、集中豪雨等で、耕

地全域に土砂が流入し作物が埋没した場
合や、コムギなまぐさ黒穂病が発生した
施設への出荷ができない場合など、収穫
皆無（収穫がまったく見込めない）と
なった耕地に対し共済金を支払う特例の
ことです。

◆一筆半損特約の選択

一筆半損特約とは、集中豪雨で、耕地
の半分以上の面積に土砂が流失し作物が
埋没した場合や、雪腐病などで起生割合
が五〇%以下となったことで、収穫量が
半作以下となることが見込まれる耕地に
対し共済金を支払う特約です。この特約
は、加入時に申込むことで付加されます。

◆果樹の樹体共済の導入

収量の補償ではなく、樹体の価格その
ものを補償する樹体共済を新たに導入し
ます（八割補償）。

暴風や大雪などで折損・枯死した際の資産減少リスクに対応します。資産を補償する方式のため、果樹共済、収入保険と重複して加入できます。

◆小豆、いんげんに

全相殺方式を導入

畑作物共済の小豆・いんげんは、これまで半相殺方式での引受でしたが、組合員の収穫量のおおむね全量を把握できるなどの選定基準を満たせば、全相殺方式（最高八〇%補償）での加入ができます。

◆園芸施設共済の短期加入が廃止

これまでは実際の被覆期間に合わせた加入が可能でしたが、改正後は基本的に一年間の加入となります。掛金も被覆する期間と被覆しない期間ごとに算定します。わずかな掛金増加で未被覆時の大雪による骨材被害なども補償します。

◆家畜共済の死廃と病傷の分離

家畜共済が、死亡廃用共済（死廃共済）と疾病傷害共済（病傷共済）に分かれます。これまで、両方の加入を基本としておりましたが、新制度では別々に加入を選択することができます。

◆死亡廃用共済で一括加入する

家畜の組合せの変更

乳牛の雌、肉用牛等で加入する場合、子牛等を選択したときは、飼養する全ての牛を一括加入してきましたが、改正後の死廃共済では乳牛は搾乳牛と育成乳牛（子牛等を含む）、肉用牛等は育成・肥育牛（子牛等を含む）と繁殖用雌牛に分離したうえでそれぞれ加入が可能となります。また、一般馬は育成・肥育馬と繁殖用馬に分離して加入します。

◆棚卸資産的家畜の損害額の変更

棚卸資産的家畜（育成乳牛、育成肥育牛、育成肥育馬）は、死廃事故となった時点での評価により共済金が支払われます。

近年、多発する災害から農業経営を守るためにも、NOSAは農業共済制度と新たな収入保険制度の両制度を担う組織として農業者に適切な補償の選択を後押しして「備えあれば憂いなし」の農業経営の確立に向けた加入推進に取り組めます。

蝦名理恵（えびな りえ）さん



- ・ 栗山町出身
- ・ 旭川の自宅を拠点として夫は北見市、自身は札幌市に愛犬のトイプードルと共に単身赴任。大学生の息子と3人家族で4かまど。
- ・ 北海道食糧事務所栗山支所採用その後札幌、北見、滝川、旭川勤務を経て現在の北海道農政事務所事業支援課勤務に至る。
- ・ 2012年～2013年 旭川市民農業大学受講。
- ・ 北海道新聞「朝の食卓」コラム担当（上川版「北極星」から通算8年目）。
- ・ 好きなこと：農と食を中心とした地域巡りと魅力発信、生産者とシェフをつなぐイベント企画等。

地域で見つけた宝物

北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課
6次産業化専門官 蝦名理恵

こんにちは！北海道農政事務所
で六次産業化・農観連携等を担当
しております蝦名と申します。
あっという間に三回目の投稿にな
りました。何といっても健康が気
になる年代です。今回はそんなこ
ともちらっと…。

◆シェフから農業の道へ！

知人から、「農業をはじめたばかりの素敵な青年がいる」と聞いて、向かったのは江別市 齋藤嘉憲さんの齋藤農園。レストランのシェフだった彼は、料理についてこだわり続けているうちに、生産現場、食材から作りたくなったと実家の農業を継ぐ決心をしました。「料理をするシェフのこだわりを知り尽くしているからこそ、自分



【齋藤農園 齋藤嘉憲さん】

にしかできないことがある」と挑戦したいことだらけ。そのうちの一つが自分で育てたハーブをブレンドしたハーブティーの商品化です。一度レストランで食後に試飲させていただきましたが、きつみがなくほどよいその香りにはすっかり癒されました。

そして、彼の口から「美瑛の百姓や 青木さん」の農園を訪れたことが、農業をするきっかけになったということを聞いて驚きました。私も度々訪れたいなる青木さんの農園、こうしてつながっていることにびっくりです。

◆美瑛 百姓や 青木芳文さん

さて、その「美瑛 百姓や」青木さんをご紹介します。ここ数年お盆に訪れるのは、実家、自宅、そして青木さんの圃場です(笑)。地図にのっていない場所?! 説明してもたどり着けない場所にある青木さんの圃場。今では数えきれないくらいの種類の野菜を作る青木さんの元を訪れるシェフは少なくありません。この日はご縁があつて東京にオープンしたレストラン「モリエール」中道シェフの息子さんです。

異業種から就農された青木さん。美瑛の奥深くで農薬を使わずに育てる野菜は品質が高く、道内外の有名レストランから引く手あまたです。シェフのニーズを



【青木さん】

聞いて挑戦をはじめ野菜も
少なくなく、調理方法、食べ
方にも詳しいため、この日も
中道さんとは話が弾んでいま
した。

そしてある日、テレビ関係
者とお話をする機会がありま
した。青木さんは、ドライト
マトを商品化する計画で六次
産業化の認定を取得していま
す。青木さんの人柄、農園の
話を紹介しているうちには非
取材に行きたい、NHK「プ
ロフェッショナル」も行ける
かもーと盛り上がったほどで
す。

今年には台風や災害が多く
「百姓が試される年だ」とほ
そりと発した青木さん。本当
にプロフェッショナルな方の

お一人です。

◆ここにしかないもの！

玉ちゃんアイス

玉ちゃんアイスを知っていますか？今
から数年前、小泉進次郎議員も試食した
そのアイス。札幌市東区発祥の「幻のた
まねぎ」札幌黄を使ったアイスクリーム
です。

当時、気になって調べたものの、販売
箇所が限られていたため食べる機会がな
いままでした。

先日、東区周辺に向く機会が訪れた
ので、失礼ながら玉ちゃんアイスはまだ
販売しているのだろうか（笑）と調べた
ところ、立派に販売されているとのこと。
販売店である「きせつや」さんを訪れ数
人で試食しました。インターネットの情
報では「あまり玉ねぎ感はない」とあり



ましたが、三人が三人共「玉ねぎの味する！」という感想で、とろっとしたパニライアイスの中にある玉ねぎの味と食感に感激、近くにあれば買い置きしたいくらいです。札幌市伏古商店街振興会が大谷大学の学生とのコラボで開発されたこの商品、販売店が増えないものか、機会を作って代表の方にお話を聞いてみたいものです。

◆ 「健康」のためなら 死んでもいい!!

お笑いの番組でそのフレーズを聞いたのはもう随分前のことです。当時の上司が健康のためにあらゆることを試されており、そんな冗談で笑っていました。私も今はご多分にもれず同じような状況。健康によいと聞くとつい試してみたくなります。

ある日、友人から、通っている歯科がとても良いと聞きました。それによると歯に詰められている水銀（アマルガム）は体に悪影響を及ぼすため、血液検査を行いながら除去しその後栄養指導を行っていくというもの。アマルガム除去により、体の不調が軽減し口の中から総合的に健康になれるというような内容でした。

以前から顎の違和感を感じており、慢性的な肩こり、首の痛みが楽になればと受診を決めました。ところが、いざ通院すると保険外治療のため高額な治療費に関わらず思うような説明もなく、理解できないことが多かったため度々説明を求めたのですが、歯科医院側からコミュニケーションをとる自信がないため治療はお断りしますと言われてしまいました（笑）。五〇数年生きていますが診療を断られたのは初めてです。

アマルガムの危険性を言われながら、放り出されてしまったのでまずは他の意見も聞いてみようかと知人の歯科医に聞いたところ、見解は全く別なもので、アマルガムが身体にあつたとしても自然に放出して身体に不調を及ぼすとは考えにくい。それよりも必ず健康な歯も削ることになるのでそちらの方が問題…顎の違和感等は通いなれた歯科に行つてはどうかとのお言葉でした。

医療の世界は難しくいろいろな考え方があつたとつくづく感じる出来事でした。それと同時にその人が良い治療でも自分にとっては良いものであるかはわからない…。つい、全ての不調が改善されると思い込んで飛びついてしまいました。健康情報があふれる状況の中で、選ぶのもまた自己責任です。今となつては、アマルガム除去に多額の投資を行い続ける道を選ばなくて良かったと心から思いま

した。

さて、このアマルガム除去について、同じような経験をされた方などいらっしゃいましたら、読者の皆様のご意見もお聞きしたいものです。

◆震災後にマルシェ

そしてこのことに触れずにはいられません。九月六日未明に北海道を襲つた地震。我が家はその夜までに電気も復旧し被害はありませんでしたが、懐中電灯も常備しておらず、不安がありました。テレビをつけて被災地の被害の甚大さに唖然とし、被災者の方が語つ



ていた「夢ならいい」という映像が心に残りました。

その週末、震災の影響はあちらこちらから聞こえてきました。牛乳の廃棄、農産物出荷のストップ、飲食店のキャンセル、中止されたイベントの食材が大量に行く先を失っている等々。そんな知人に誘われマルシェのお手伝いをする事になりました。行き場を失っている野菜を少しでも欲しい人に届けることができたらとそんな願いです。

話を聞いたのは前日の朝、実家のある栗山町にいた私は途中、長沼町の農家に連絡をして行き場のないトマトをマルシェで売るために運ぶことができました。当日はオープン前からたくさんの方の列が出来、大量にあった野菜も一時間もしないうちに完売してしまいました。近隣の生産者の顔が思い浮かび、あの人もこの人にも連絡をすればよかったと頭

をよぎりました。けれど出来ることには限りがあります。無理なく無駄なく自分のできることを積み重ねていきたいものです。

◆震災を乗り越えて

届いた鹿肉

むかわ町で被災した女性ハンターの友人がいます。彼女ら数人とレストランで彼女の鹿肉を食べる予定がありました。

今回の震災があったため、取りやめかと思いきやレストランで廃棄した食材の多さに、食べ支える気持ちで旭川から来られたレストランの総料理長の心意気に加え、鹿肉も既に届いているということで予定通りの食事会となりました。

震災後の停電、余震の中、車のヘッドライトを頼りに解体され、札幌に届いたその鹿肉。命を無駄にしたくないという

彼女の想いを感じながら、有難くいただきました。彼女の鹿肉は血抜きが上手で全く臭みがないという評判ですが、いつにも増して美味しく感じました。

北海道胆振東部地震という名前がついた今回の地震、被災地ではまだ断水、多くの方が避難所に身を寄せていると聞いています。これ以上の被害の拡大がなく、通常の生活に戻られることを祈るばかりです。

注…九月二日に寄稿いただいたものです（編集部）。

いきいき農業高校 第二回

「礼儀」「協働」「勤労」の精神を柱に!!

北海道帯広農業高等学校



一・学校の概要

本校では、地域農業と郷土の将来を担う人材育成を目的として「農と食・環境」の実学教育を展開しています。本校の農場では、地域の基幹作物をはじめ、様々な種類の園芸作物の栽培、牧草やデントコーンなどの飼料作物栽培、育林、さらに乳牛、豚、鶏、馬などの家畜の飼養管理を行っています。本校は大正九年に創立し、今年で九八年を数えます。

「帯農魂」を根底に「礼儀」・「協働」・「勤労」の精神を柱として、地域の農業を支える有能な産業人を多く輩出してきました。昭和四〇年には、文部科学省から自営者養成校の指定を受け、昭和四一年四月からは「自立・協同・友愛」の寮制のもと、一年生の農業科、酪農科、計一

二〇名に一年間の義務入寮を課してきました。農場実習と共同生活をとおして農業自営者としての意識の高揚を図ることが目的です。学科改編により、平成一五年度の入学生からは、フード系学科として農業科学科、酪農科学科、食品科学科（定員各四〇名）の、計二二〇名に寮教育を課すことになりました。学科には他にも環境系学科の農業土木工学科、森林科学科（定員各四〇名）があり、本校は全部で五つの学科で構成されています。

農業の担い手育成という点では、特に農業科学科、酪農科学科、食品科学科において担い手教育を重視しています。とりわけ前二者では、半数以上の生徒が、高校卒業後または大学等を卒業した後に就農します。実学を中心に、農業の基礎はもとより、グローバルな視点から農業や環境問題に向き合い、消費者のニーズに対応した農産物生産および加工品づくりなどに力を入れた農

業教育を推進しています。

本校の農業経営者育成寮では、秩序ある協同生活を通して、豊かな人間性を養成すると共に、自立、協同、友愛の精神、農業経営者としての確固たる信念を養うことを目指しています。高度な実践力を備えた農業人の育成をはかるため、学校教育に並ぶものとして寮教育を位置付けています。

現在、入寮期間としては、農業科学科四〇名、酪農科学科四〇名は一年間、食品科学科は四〇名を前期、後期で半数ずつに分け、それぞれ四カ月ずつ入寮するという形態をとっています。この間に、朝五時半から行われる早朝実習（牛舎、豚鶏舎、園芸実習）および放課後実習（牛舎、豚鶏舎、園芸実習および加工実習）を輪番で行います。また、基礎学力の定着試験、国際理解教育、本校管理職による講話など、育成寮ならではの行事により、農業経営者に必要な資質を養っています。



現在の進路状況については、各学科で専門的に学んだことを活かした就職、進学が非常に多くなっています。平成二九年度の卒業生一九六名のうち、国立大学進学が八名、関連進学は五七名となっています。就職においては、農業の自営を即時に開始する者が一名、関連団体への就職が四三名、公務員が三七名となり、学習したことを直接進路に結びつけた生徒が非常に多くなっています。

二. ASIAGAP 認証

取得の取り組み

農業科学科では、昨年度から ASIAGAP 認証取得に向けた取り組みを開始しました。取り組みに向けた話し合いの中で、特に次のことを意識してきました。『GAP を実践すること』と、『認証を取ることを分けて考える。これを教員や生徒の共通認識とし、効率的かつ継続的な農場運営と資料データの継承、一連の学習を通じて学び得た実践を生徒の教育に活かす。』取得にあたり、十勝管内二四市町村の農業協同組合をはじめ、外部指導員としてお招きした西澤克浩様など多くの関係機関の方々のご協力をいただきました。

三・ASIA GAP 認証取得に

向けた生徒の取り組み

昨年度から西澤外部指導員を月に二回のペースでお招きし、教員や生徒に向けた研修会や勉強会を実施してきました。二月七日、二七日、三月二六日には、本学科の現状把握を行いました。使用している施設や設備の現状と改善点を指摘していただき、

組織作り等について多くの時間をかけ研修してきました。

その中で意識したことは、「教える側の意識改革」です。先生方が自ら進んでGAPの理解に向けて動き出したことが取組を加速させる大きなきっかけとなりました。

地域で行われたGAPやHACCPの研修会の参加、指導員資格の取得、GAP認証圃場へ視察を行うなど、その研修は多岐に渡りました。また、情報管理（フィールドノート）を活用した圃場運営の取り組みも始めました。



四・ASIA GAP 認

証の取り組みを通して 見えてきたこと

組織作りについては、二、三年生から希望を募り、「GAPチーム」を編成し

ました。現在、三年生二〇名、二年生二七名、一年生五名の計五二名で組織されています。その中で各学年からチーフ一名とサブチーフの計二名を選抜し、全部で六名が中心となって役割を果たせる構成となりました。特に学科全体の学習会を四月二日と九月七日に実施した際には、審査準備で忙しい三年生に代わり、二年生が主体となって学習会の企画から準備、司会や運営までを行いました。

また、実習の中で「GAP時間」を設けて施設設備の改善に取り組みました。授業と関連した施設や設備に各学年をあてて整理整頓しました。教える側がこの取り組みを理解し、生徒を中心に積極的に関わらせていただくことで見えてきたことがありました。それは、「生徒の意識の変化」です。本学科は入学してくる約九割が農業後継者であり、将来の農業経営者です。先程述べたように、認証はあくまで必須、学校での活動を自家

に生かせられるよう実践してもらいたいと考えていました。多くの生徒が関わったことで、全体の意識の底上げにつながり、農業に対する理解と取り組みの質が向上したと思います。例えば、自分たちで率先して片付けるようになったこと、施設全体が整理整頓されるようになったことです。また、整理整頓をマニュアル化して掲示や周知をしたことで、生徒がどこに片付けるのかなどについて、自分たちで気付き動けるようになったこと



とも、直接関わったからこそできるようになったことだと思えます。GAP取得に中心に

なって取り組んだりリーダーたちの存在も大きいものでした。長期間にわたる準備の間、悩み苦しんだことも多かったですが、彼らが中心となり、学年の枠を越えた学科内での情報交換を行い、一つの目的に向かう団結心が生まれたことは、生徒達の今後の成長にとって良い影響を与えられたのではないかと考えています。生徒が変わっていく様子が見えたことこそが、AS-AGAP認証の取り組みを通じて得た収穫です。

五・ドローンを活用した スマート農業の取り組み

経済産業省が平成二九年度に示した「新産業構造ビジョン」では、ドローンは重点推進分野とされています。今後、ドローンの産業活用は加速度的に拡大すると考えられます。その中で、拡大が最も期待されているのが農業分野です。ドローンを活用す

ることにより、農業経営の省力化や農畜産物の高品質化等、農業の発展に寄与するところが期待されています。このことを踏まえ、本校では平成三〇年度から、ドローン教育をカリキュラムに組み込んだ産業人育成学習をスタートさせました。さらに、希望する生徒には、農林水産航空協会認定の農業散布マルチローター技能認定講習を本校で受けられるように進めています。

ドローン教育は、株式会社AIRSTAGE様・NTTdocomoイノベーション統括部様・農薬会社の株式会社ホクサン様の協力を頂き、本校の二年生を中心に実施しています。農業科学科と酪農科学科ではドローンを活用した学習としてリモートセンシング学習と農薬散布を学んでいます。

これまでの農家の多くは、どちらかと言うと勘と経験を頼りに農業経営を行ってききました。昨今の情報通信技術（ICT）の進展により、ビッグデータを活用できれば、

これら熟練農家の技能伝承に加え、生産効率化、高品質農畜産物の生産、さらには過重労働の軽減も期待できます。

五月には、ARSTAGE様からドローン技術の概要・ドローンの農業利用について説明を受け、六月にドローンによるリモートセンシング（NDVI指標）の学習会を実施しました。NDVI指標とは、ドローンに搭載した特殊カメラによって撮影した

画像をパソコン上で確認し、光合成の活動の度合いを色の違いによって知ることができる指標です。これにより植物の生育状況を適切に把握することができます。圃場の生育データは、撮影時に取得したGPS情報でタグ付けされ、圃場全体の生育マップとして「見える化」されることで、効率的な土壌改善、作業指示や教育、工程改善に利用できます。また生育マップは施肥量に

七月には、スマート農業講座として農業散布ドローンの講座を開講しました。最初に農業会社の株式会社ホクサン様から航空法や農業取締法、散布パターンなどの説明を受け、その後、本校の圃場で実際にドローンを飛ばし、一〇分間に一ヘクタールの農業散布を行いました。

今後は、農業土木工学科と森林科学科でドローン測量などの学習を行い、一〇月には希望者向けにマルチローター技能認定講習を実施することを考えています。

六・HACCP学習への取り組み

平成二九年度には、高大連携事業の一環として、帯広畜産大学特任教授の渡辺信吾先生のご指導を仰ぎ、HACCPについての専門的な学習を始めました。

食品科学科三年生を対象に、HACCPについての基礎から評価基準取得までの流



変換され、ドローン等の肥料散布機によって圃場の部分ごとに施肥量を変え（可変施肥）が可能になります。これにより、生育のばらつきを改善できます。



れ、具体的な資料作成までを学びました。五月には学習会をおこない、加工室の現地視察、マニュアル、記録表等の確認をおこない、普段実習で製造している工程、注意点などを改めて確認することができました。学習したことを整理し普段製造販売している「農高牛乳」で食品衛生管理基準「HACCP」に基づく衛生管理導入の評価基準」の評価Aの取得を目指し取り組みました。渡辺先生に何度も指導していただき、書類、施設の最終確認をし、保健所の審査を受け、一月二日にA評価を取得しました。

今年度は取り組みの二年目として、さらに学習を深めるために食品科学科三年生四名が「HACCPシステム構築コーディネーターの研修」として三日間研修を受講しました。八月二日～二四日までの三日間には、HACCPシステム危害要因、前提条件プログラムの重要性などを詳しく説明いただきました。それをもとにして班ごとに演習をおこない、実際に何がポイントなのかを確認しながら学習することができました。三

日間の講習をとおし普段実習で製造している加工品が本当に安全に作られているかを確認することができ、製造に従事する時には今まで以上に慎重に取り組むことができるようになりました。

七、農業土木技術者
養成の取り組み

農業土木工学科では、農業の基礎（環境科学基礎）や農業水利（かんがい排水）、農業土木施工（圃場整備）など、農業の生産性向上や品質向上のための知識を学んでいます。また、教育支援パートナーシップや、建設産業協会との連携など、現場の実践者から協力を



仰ぎながら知識を深める学習にも力を入れています。さらに、測量士補や、二級土木施工管理技士等の資格取得に向けた学習を計画的に行い、農業土木技術者の養成に取り組んでいます。これらの資格は国家資格であるために、取得には、十分な質と量の学習、研修が求められます。そのため、在学中に取得することは、専門知識を身に付けた証明として、学生達の進路（公務員や企業への就職）にとって重要な意味を持ちます。資格試験、公務員試験への取り組みとしては、放課後の講習、課題研究等の授業、夏季休業中の講習等で対応しています。

八・森林保全・森林資源

活用の専門家養成

森林科学科では、現場の事業者を含め、産官学との連携によって専門性の深化を図っています。具体的には、産業現場の見

学や体験等の機会であり、それらは生徒達にとってもインパクトが強いものです。担

見学等を通して、実践的技術の習得を行っています。

い手育成に関わる外部予算も活用しつつ、次世代の林業の担い手による林業体験、山地災害防止の施設、木造建築物の見学を実施しています。林業就業支援講習も実施し、学校林での森林づくり実習、チエーンソー・刈払機の資格取得、とかちペレット協同組合工場、足寄町内の指導林家の山林

林業・木材関連産業での就職を希望する三年生には、本校のデュアルシステム制度のもと、管内の森林組合や企業で、二単位に相当する時数の就労体験を実施することも行っています。また、森林・林業専攻高校生国際交流事業において、三名の生徒がインドネシアに赴き、熱帯林の現況、植林

活動への参画、日本のNPOのプロジェクトの現状などを学習するとともに、現地の高校生との交流を通じて異文化圏の人々への理解を深めています。

本校は、まもなく創立一〇〇周年を迎えます。道内の伝統ある農業高校の一角として、今後も生徒達とともに各種取り組みを継続、発展させていきます。

※執筆・写真提供は、山崎教諭にご担当いただきました。



平成二九年度受託事業「十勝育成牧場の運営検討支援業務」の概要

七月二三日に北農ビル会議室で開催した当研究所の「平成三〇年度事業計画の説明会」では、事業計画概要を説明した後、調査・研究業務に対するご理解を得るため、昨年度、公益財団法人北海道農業公社から受託した「十勝育成牧場の運営検討支援業務」の概要を報告しました。

十勝育成牧場と本業務の概要

公益財団法人北海道農業公社「十勝育成牧場」は、一九三二（昭和七）年に優秀な開拓宮農技術と経営能力を持つ開拓者の訓練養成を目的に開設された「北海道立十勝拓殖実習場」（一九六〇年廃場）の跡地を利用しており、一九六二（昭和三七）年に北海道酪農開発事業団の大規模育成牧場として運営を開始、一九七〇（昭和四五）年に当時の財団法人北海道農業開発公社（現在の公益財団法人北海道農業公社）が運営を引き継ぎ「十勝育成牧場」として現在に至っています。場内の一角には、「晴耕雨讀」と記された十勝拓殖実習場の記念碑も建てられています。現在、優良な乳用初妊牛の安定的な供給や黒毛和牛の種雄牛造成事業への協力などを行っており、本道の酪農・畜産

振興に大きな役割を果たしています。

「十勝育成牧場の運営検討支援業務」では、この牧場の運営を継続する上で、対応が急がれる課題である施設・機械の老朽化問題の検討をきっかけに、牧場の役割を改めて検証し、土地利用や飼料生産の現状、牧場事業の方向性や施設・機械整備のあり方、新たな投資が牧場運営に与える影響、牧場事業の有する公益性などについて検討し、その結果や公益性発揮に向けての提言を報告書としてまとめました。

土地利用と飼料生産の現状と評価

説明会当日は報告書の中から、牧場運営の基盤となる「土地利用と飼料生産に係る評価と課題」について、担当した高木正



十勝育成牧場の育成牛舎

季協力研究員が講演しました。

【講演要旨】

十勝育成牧場は、十勝管内大樹町尾田地区の歴舟川と台地に挟まれた地帯に用地が広がっており、採草地や放牧地は約四三〇haある。深さ一mほどの穴を掘って土壌断面を見ると、地表から三〇～四〇cm下に円礫層があり、排水性は良いが、作土層は浅く非常に硬い。この点が土地改良の主要課題である。

圃場は牛舎等の施設の周りに放牧地が、その奥に採草地が配置され、放牧地と採草地の間に兼用地がある。草地更新は計画的に行われている。草地の利用形態は、六割近くが牧草サイレージで、三分の一が放牧利用である。

土壌の化学的分析によると、成分の偏り・過不足が見られ、改良の余地があり、土壌診断に基づいた施肥等が必要である。放牧地の一ha当たり放牧頭数（牧養力）は四一三頭であり、道の指標に比べ大変よい状況と判断される。

草地の植生の経年的な推移を見ると、採草地はチモシー主体に造成されているが、造成後チモシーの割合が急速に低下し、五年度でシバムギが優占してくる。一方、放牧地はオー



検討委員会

ワーキンググループによる第一回打合会議

(平成29年7月14日・十勝育成牧場会議室)

チャードグラスが同じような割合で維持されており、草地の利用形態によって植生割合が違つことが分かった。

当牧場は、裸地がほとんどなく、草が密で地面がむきだしになつているところがなく素晴らしい状態だった。これは草地にあまり無理をかけずに使つていふことや土壌の排水性が良いことによるものと考えられる。

サイロは非常に古く、こつした施設でよくやられているが、特に二番草の発酵品質面で課題が見られた。

草地の生産力については、サイレージの貯蔵量や飼料給与メニューから、10aあたりの収量は、地域の平均よりもやや低いレベルと推測された。現状で飼料の過不足はないが、仮にこの単収が十勝平均レベル(4t/10a)や、さらに高い水準に達するとより少ない草地で対応できることとなり、収量が増加すると、家畜飼養頭数の引き上げや、新たな土地利用の検討も可能となる。

牧場では、こつした土壌特性を踏まえて土地改良を行つており、飼料生産実績も適当であると判断した。また、「生産力向上の可能性」については、今後の肥培管理等により、十勝平均レベルの収量水準に達成可能であると判断した。

(以上講演要旨)

十勝育成牧場の役割・特徴

このような草地基盤を抱えた十勝育成牧場では、一千頭弱の乳用牛と肉用牛が飼養されており、八割強が乳用の育成・初妊牛です。十勝育成牧場は全道に二四〇ほどある公共育成牧場の一つに位置付けられていますが、公共育成牧場は哺育育成牛や乾乳牛の預託、粗飼料の供給などを行っており、酪農ヘルパーやコントラクター、TMRセンターなどとともに、地域の酪農・畜産を支える支援システムとして重要な役割を担っています。

こうした中で、十勝育成牧場は各地域の公共育成牧場とは異なり、畜主から家畜を預かって育成するのではなく、子牛を買い取ったうえで育成、受胎した後に初妊牛として売却する方式をとっています。死廃事故や家畜価格の市況変動等による損害発生のリスクを負いながらもこの方式を採用した最大の理由は、優良な資質の家畜の「供給者」としての役割を担うという使命感によるものと考えました。この点が十勝育成牧場の大きな特徴といえます。

一方で、十勝育成牧場の行っている事業は、公益財団法人の中で収益事業部門に位置付けられており、本道の畜産振興に寄

与するという公共的な役割を果たしながらも、公社の主要な公益目的事業が円滑に推進されるよう、一定の収益を確保することが求められます。

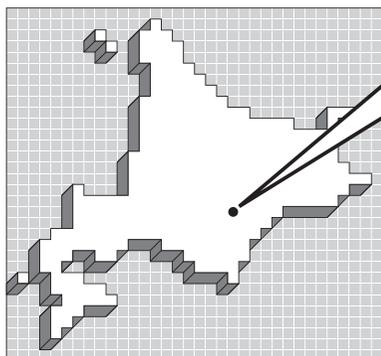
ねすけ

この受託事業では、牧場事業の公益性を検証する一環として、牧場と家畜取引のある生産者や農協等のいわゆるユーザーの牧場運営等についての評価調査も行いました。その結果、牧場から提供される牛の資質や飼養管理技術などについて一様に高い信頼を得ています。取引価格もほぼ適切な水準と評価されており、ほとんどのユーザーが取引の継続や拡大を望んでいることも分かりました。

ここでは、事業収支の評価と課題や投資計画の検証、牧場運営の妥当性や効率性、全体を踏まえた総合考察などは紹介できませんが、十勝育成牧場が今後とも本道の酪農・畜産振興に一層役割を發揮することを期待して報告書をまとめました。

(注) この報告書は、公社の内部検討資料としてまとめたものであり、公開しておりません。

連載 わがマチの自慢 No.19



音更町

大規模畑作農業を基幹に特色ある
地域資源を活かした豊かなまちづくり

音更町は、十勝平野のほぼ中央に位置し、南側の町境は十勝川に接しており、中央には音更川、東側には土幌川、西側には然別川が北から南に流れ、十勝川に合流している。東部の長流枝内（おさるしない）丘陵を除いて概ね平坦な地形である。

総人口は、高度経済成長期以降、帯広市に隣接する立地条件を活かした宅地開発が進み、昭和四七、八年ころから概ね二万人増加し、平成二二年には四万五千人を超えた。近年はわずかに減少している



音更町発祥の地碑

が、道内の町村の中では最も多い四四、七六〇人（平成三〇年七月末）となっている。町内には、道東自動車道の「音更帯広」インターチェンジがあり、JR帯広駅やとかち帯広空港にも近い。

農業が基幹産業であり、町

定されている。

農業生産の特徴

の総土地面積の五割に当たる二二三、三〇〇haの広大な農地で、専業農家を主体に、畑作や野菜、酪農・肉用牛を中心に大型の農業機械による大規模な土地利用型農業を展開している。こうした豊富な農畜産物資源を背景に、食料品製造業の出荷額も五九五億円と全製造品出荷額（六三三億円）の九割以上を占めている（工業統計調査、平成二六年）。

十勝川温泉を中心とする観光産業は、農業と並ぶ基幹産業である。十勝川温泉は世界でも珍しい「モール（植物性）温泉」として知られ、二〇年近い歴史を有する。平成一六年には北海道遺産に指

町の資料によると、平成二九年の農家戸数は六六二戸、農用地は二二三、三三八haで、

一戸当たりの面積は三五・三haとなっている。平成二二（二〇〇〇）年と比べてみると、農家戸数は約八割、一戸当たりの農用地面積は約一・三倍になっている。

作付けは畑作物が中心で、小麦が六、八〇〇ha、豆類が四、六六七ha、馬鈴しょが二、二一九ha、てん菜が二、九四七haでこの四品で一六、五四三haとなっている。他に飼料作物が二、六九三ha、野菜が

一、一八五haである。平成一二年と

比べると、畑作四品総体の作付面積はほぼ変わっていないが、豆類が増加し、小麦とてん菜は減少している。

ちなみに市町村別の小麦作付面積は全国一である。また、野菜の作付けは約一・九倍となっている。この

ように音更町の農業は、畑作四品の作付けを総体でほぼ一六、五〇〇ha前後に維持しながら、野菜の作付けを伸ばしてきたことが特徴の一つである（図一）。



音更町の野菜栽培は、もとも今では宅地化が進んでいる木野の宝来地区を中心に、市街地や帯広市、釧路方面に向けて生産されていたが、昭和六〇年前後から輸入自由化

の影響や畑作物価格の低迷などが背景として町内全体に広がってきた。昭和六〇年の作付面積は二九〇haほどだったので、当時に比べると四倍に伸びている。主力となるのは近年全国的にも有数の産地と

なってきたニンジンやブロッコリーに加え、タマネギ、長イモ、カボチャ、長ネギなどである。
酪農・畜産も盛んであり、乳牛が九、三〇二頭、肉牛（専用種）が七、八六五頭飼

養されている。特に、肉牛は平成一二年と比べて約二・七倍と伸びが大きく、平成二五年以降は七千頭台を維持している（図2）。
平成二八年の農業産出額（農林水産省推計）は約二一

〇億円で耕種が六割、畜産が四割を占めている。品目別には野菜が五五億一千万円（二六％）、乳用牛が五〇億七千万円（二四％）、いも類が二八億一千万円（一四％）、肉用牛が二〇億六千万円（一〇

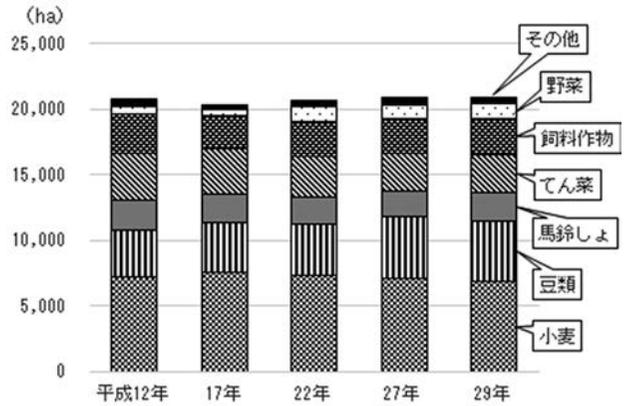


図1 農作物作付面積の推移
資料：音更町役場調べ

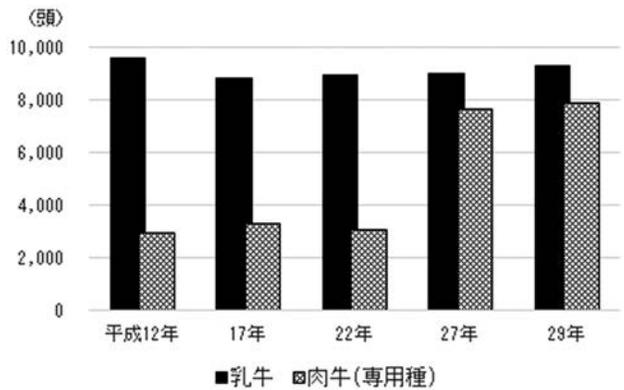


図2 乳牛、肉牛飼養頭数の推移
資料：音更町役場調べ

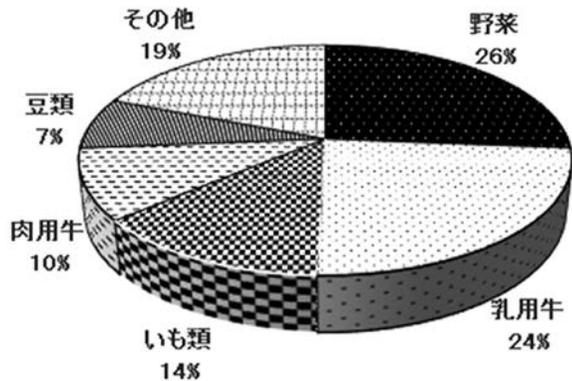


図3 農業産出額の品目別割合 (平成28年)
資料：農林水産省 (推計)

％)、豆類が一五億三千万円(七％)などとなっている(図3)。

町内には二つの農協がある。概ね道東自動車道より北側を区域とする音更町農協は、畑作四品と農協による播種・収穫作業の受託体制を整えたニンジン栽培が盛んである。南側を区域とする木野農協は、古くから野菜栽培が盛んであり、畑作四品に加えブロッコリーや長ネギ、スイートコーンなどの栽培が盛んである。

地域経済活性化の軸は農業

「第五期音更町総合計画(二〇一一年～二〇二〇年)」



において、五つの基本目標の一つを「元気あふれる産業のまち」とし、「基幹産業である農業を軸に、本町の地域資源や立地を活かした商工業、世界に誇れるモール温泉でも

てなす観光業など、それぞれの産業がつながることにより地域経済が活性化し、新たな雇用が生まれる元気なまちにします」と掲げられている。この目標の達成に向けて、優

良農地の確保、農地基盤整備による生産性向上・作業の効率化、地域資源を活用した地域ブランド化への取組支援、農商工連携による新事業の創出、農畜産物資源等の高付加価値化を目指した産学官連携などの施策を推進している。

(1) 労働力・担い手の確保

帯広市に隣接している音更町においても農業労働力の不足に直面しており、最大の課題となっている。農協では無料職業紹介事業を行い生産現場の人手確保に努めているが、最近では時給を高くしても思うように人が集まらない状況にある。このため、現在農協を中心に農繁期が競合しない地域と広域的に連携して相互に労働力を交流することができないか検討を行っている。町としてもこの農協の新たな取り組みに対して何らかの支援ができないか検討する考えである。さらに、省力化などに

効果があるGPSガイダンスシステムの導入を大きく加速するための後押しもしたいとしている。

また、担い手の確保対策として、町外から新規就農をめざす研修生の受入体制を整えており、音更町農業再生協議会が主体となって研修生の受け入れをスタートしている。最初の研修生が今年の夏で二年間の研修を終え、来春からいよいよ就農（施設園芸）する予定となっている。

(2) 大豆の振興

音更町は大豆や小豆など豆の大産地であり、「音更大袖」（銘柄名：音更大袖振大

豆）という音更の名のついた大豆品種誕生の地でもある。現在の主力品種は「ユキホマシ」だが、音更大袖振大豆はお菓子の原料として評価が高



く、豆腐にも適している。地の食品加工メーカーなどでも加工品を生産・販売するなど一定の需要があり、地域振興を図る上での貴重な資源でもある。ただ、

主力品種と比べると栽培が難しく、需要に見合った作付けがなかなか確保できない状況にもある。

農協は今年、需要に応じた大豆の生産振興と品質の向上を図るため、産地パワー

アップ事業を活用して大豆の乾燥調製貯蔵施設を整備しているが、町としても今年度から「大豆産地活性化事業」を始めた。この事業は、大豆作付面積の拡大に伴って課題となっているダイズシストセンチュウ対策として、センチュウの密度を減少させる効果のあるアカクローバーの小麦間作を推進する農協の取り組みを支援するもので、ラジヘリによる播種作業を専門業者へ委託する費用を助成するものだ。毎年四〇〇haを対象に五年間実施する予定であり、こうした取り組みを通じて、センチュウ抵抗性の弱い音更大袖振大豆の作付けも確保していきたいと考えている。

「たのしく食べて 楽しく知る」食育・ 地産地消の取り組み

音更町では、健全な食生活を通して心身の健康と豊かな人間性をはぐくむとともに、地産地消による地域の活性化をめざし、平成二四年度に「たのしく食べて、楽しく知る」を基本理念とし、「家族みんなの元気づくり」、「活力ある地域づくり」、「みんなのできる食文化の形成」を三つの基本目標とする「音更町第一次食育・地産地消促進計画」を策定している。平成二五年度にはこの計画の実行組織として、町や両農協、商工

会、観光協会で構成する「音更町食のモデル地域実行協議会」(以下、実行協議会)を設立し、各種の取り組みを推進してきた。平成二九年三月には、食をめぐる環境の変化に対応するため、第二次食育・地産地消促進計画を策定し、引き続きこの取り組みを継続し、さらなる推進を図っている。第二次計画では、特に、子どもたちとその保護者を重点に取り組みを推進することとしている。

(1) 実行協議会の取り組み

実行協議会の取り組みを二つ紹介する。一つは、「おとふけ食のフォーラム」で、平

成二五年度から年に一回開催しており、町民を対象に食育や地産地消についての情報や知識、協議会の取り組みなどを紹介するシンポジウムである。大学の先生や料理研究家等による講演会や料理教室・実演会、事例報告やパネル展示などを行い、広く町民の皆



実行協議会が作成した冊子

さんに学んでもらうことを目的としている。

もう一つは「おおそでくんキッチン」で、子供たちによる調理実習である。四〜七歳児を対象に、家庭では危ないからとなかなか触らせてもらうことのできない調理器具を使って、基本的に大人の手を借りずに子どもたちが自分で調理をする。食材は音更産、十勝産、北海道産の順で地場産を優先して使用し、味噌と豆腐は「音更大袖振大豆」を使って加工したものである。調理技術ばかりではなく、食材の知識やマナーなども学んでいる。子ども

たちが五感を使って体験することで、「食」に対する関心が高まり、何が大事なのか自分で見つけ、正しい食事に對する考えを形成していくことを狙いとしている。もちろん子どもたちが安全に調理できるように、専用の調理器具・備品の選定や子ども二名に所定の研修を受けたサポーターを付けるなど、細やかなサポーター体制を整えている。

なお、「おおそでくん」は「音更大袖振大豆」をモチーフとしたキャラクターで、「おとふけ『食』の大使」として、音更町の農畜産物をPRしながら、「食」と「農」の大切さを発信するシンボルだ。

(2) 学校給食への

地場産食材の提供

町では、地場産品の消費拡大と食育の推進を目的に「地場産品消費拡大推進事業」を実施しており、農協と連携して旬の地場産農畜産物を学校給食の献立に取り入れた「おとふけ給食」（「おとふけ」は町名の由来となったアイヌ語）を毎月一回行っている。小学校一三校、中学校五校の他にも、町立の保育園等一〇園に提供している。

音更町の給食は、全道的にも数少ない「自校給食方式（各校に給食施設がある）」で運営されている。自校給食

は食育の面でも、「調理する匂いが校内に漂い、子どもたちの食欲をそそる」、「適温の提供が可能で出来上がりの匂いや味をより感じることができ」、「調理する人の顔が見え、会話ができるなど」「コミュニケーションが高まる」、「調理の苦勞が理解しやすく、食に對する感謝の気持ちを育みやすい」などのメリットがあるとされている。町では給食による食育と地産地消の取り組みをさらに充実するため、今年度から、地場産農畜産物の提供を町内の民間の保育園にも拡大している。

また、実行協議会でも学校給食における地産地消を進めるため、農協関係者による給

食室の視察や給食の試食、調理員による圃場や選果施設などの視察、調理員を対象にした調理技術研修会の開催のほか、冬期間でも地場産食材を活用できるようメニューや加工品の開発などに取り組んでいる。

十勝川温泉の 新たなシンボル

最大の観光資源である「十勝川温泉」は、泥炭（垂炭）などに由来する腐植物質（フミン質）を多く含むアルカリ性の温泉で、化粧水のような保湿効果と美肌効果があると謳われており、「美人の湯」とも呼ばれている。周辺には



ガーデンスパ十勝川温泉

十勝の豊かな自然を満喫できる道立公園「十勝エココロジープーク」やパークゴルフなどを楽しむことができるアクアパーク、直径一八mもの巨大な花時計「ハナック」がある

シンボルとして、十勝川温泉旅館協同組合が運営する「ガーデンスパ十勝川温泉」が誕生した。モール温泉を家族やカップルが水着で一緒に楽しめる「スパ」や通年楽し

十勝が丘公園があり、十勝川温泉はこの三つの都市公園に囲まれた温泉観光地となっている。また、十勝が丘公園の展望台からは十勝川や日高山脈を一望することができる。

温泉街の新たな賑わいを創出し、交流人口を増やそうと、平成二八年一二月に、十勝川温泉の新しい

める「足湯」、モール温泉化粧品や十勝の特産品を扱う「マルシェ」、十勝の食を味わう四つの飲食店、チーズや豆腐作りなどが体験できる工房が並んでいる。

町では、農業等と観光業の連携を強化して、食や農作業体験など新たな観光資源の発掘や地域ブランド確立に向けた商品化の促進に取り組んでいる。

〈取材後記〉

音更町を代表する畑作物はほとんど町外・道外へ出荷され、加工されている。そんなこともあってか、小麦や豆の生産が日本一（全国有数）であることに対する一般市民の

認知度は決して高くないという。一方で、食や農への関心は高いそうである。音更町では町や農協、商工会、観光協会が連携して、ここでは紹介しきれなかったが、さまざまな食育や地産地消の取り組みを地道に進めている。特色ある地域資源を活かした音更型の連携の取り組みは、これからも着実に広がり、まちを豊かにしていくことだろう。

音更町役場の皆さまには、取材の対応や原稿の確認・助言、写真の提供など多くのご協力を頂きました。心からお礼申し上げます。

一般社団法人北海道地域農業研究所
特別研究員 三津橋 真一



研究会・研修会等への
報告者・講師の派遣
(平成30年7月～9月)

○「アフリカ地域アグリビジネス
振興と農村開発」
主催 JICA北海道
とき 平成30年7月11日
テーマ 日本における農産品の流
通
講義 飯澤 理一郎
(当研究所・所長)

○「二〇一八年度農民参加型用水
管理コース(ベトナム)」
主催 北海道土地改良区・JIC

A北海道
とき 平成30年7月11日
テーマ 北海道における六次産業
化の取組みとその意義
講義 黒澤 不二男
(当研究所・顧問)

○「モザンビーク国別研修・農村
振興技術セミナーコース」
主催 JICA北海道
とき 平成30年8月14日
テーマ 卸売市場の仕組み
講義 飯澤 理一郎
(当研究所・所長)

○「農民参加による農業農村開発
(C)コース」
主催 JICA北海道
とき 平成30年8月23日
テーマ 北海道における地域振
興・開発の展開

講義 飯澤 理一郎
(当研究所・所長)

○「二〇一八年度食農資源経済学
会第二回大会(長崎大会)研
究報告」
主催 食農資源経済学会
とき 平成30年9月15～16日
テーマ 雇用労働力を組み入れた
野菜作主幹経営の経営展
開に関する一考察
個別報告 山口 和 宏
(当研究所・専任研究員)

○「農民参加による農業農村開発
(C)コース」
主催 JICA北海道
とき 平成30年9月17日
テーマ 農産物の流通と卸売市場
講義 飯澤 理一郎
(当研究所・所長)



研究部次長 鷹田 秀一
平成30年9月26日に北海道大学
博士(農学)の学位を取得しまし
た。
専門は植物栄養生態学です。

【学位論文】
カリウム施肥・りん酸施肥およ
び栽植密度がテンサイの収量およ
び品質に及ぼす影響と土壌分析値
との関連について



DATA FILE

関連事項 / DATA

東北大学 大学院農学研究科・農学部
〒980-8572
仙台市青葉区荒巻字青葉468-1
☎ 022 (757) 4003
Fax 022 (757) 4020

京都大学 大学院経済学研究科
〒606-8501
京都市左京区吉田本町
☎ 075 (753) 3400
Fax 075 (753) 3492

北海道農業共済組合連合会
〒060-0004
札幌市中央区北4条西1丁目1番地
☎ 011 (271) 7212
Fax 011 (232) 3246

北海道農政事務所
〒064-8518
札幌市中央区南22条西6丁目2-22
エムズ南22条第2、第3ビル

北海道帯広農業高等学校
〒080-0834
帯広市稲田町西1線9番地
☎ 0155 (48) 3051
Fax 0155 (48) 3052

音更町役場
〒080-0198
河東郡音更町元町2番地
☎ 0155 (42) 2111
Fax 0155 (42) 2117

一般社団法人 北海道地域農業研究所
〒060-0806
札幌市北区北6条西1丁目4番地2
ファーストプラザビル7階
☎ 011 (757) 0022
Fax 011 (757) 3111
HP : <http://www.chiikinouken.or.jp>
E-mail : office47@chiikinouken.or.jp

表紙…
「秋の小麦畑」
小麦作付け日本一の
音更町
写真提供…音更町役場



編集後記

◆大型台風の後、北海道は記録的大地震に見舞われた。震源地の胆振東部ならびに各地で土砂崩れや家屋の倒壊、液状化現象による大きな被害をもたらし、道内全域に及ぶ大規模停電の発生は、ライフライン、サブライチエーンを寸断しさらなる混乱を招いた。予見することや回避

できない自然の猛威には、感嘆符と疑問符しか出てこない。被災された方々への心よりのお見舞いはもとより、一刻も早い復旧を願うばかりである。道内、道外からの多数のボランティア応援や支援の輪の広がりをみるにつけ、共助・連帯のありがたさに改めて心温まる思いを実感した。

◆特集記事「力強い北海道農業の構築に向けて」では、米政策見直し、農産物種子法廃止という大きな制度改変に対し、お二人の先生から懸念される問題点や北海道が果すべき役割・展望について提言をいただいた。ご一読願いたい。

◆前号からスタートした、いきいき農業高校の第二回は帯広農業高校。酪農青春コミック「銀の匙」のモデルとなったことでも知られ、実写化された映画では本校も撮影場所となり、農業高校の学校生活が垣間見られる。寮生活や特色を生かした学習活動に励む若い力が、地域とともに光輝いている。

(片岡 省二)



代表取締役社長 石崎 裕

本 社

〒060-8550

札幌市北区北7条西1丁目2-6

TEL 011-756-3211(代) FAX 011-709-5640



印刷媒体を通して、お客さまの
お役に立つ企業を目指します

デザインから印刷・製本まで
一貫した社内体制で、
それぞれのニーズにお応えします



本 社

〒060-0003 札幌市中央区北3条西17丁目2番地33-4

TEL (011) 623-1777 FAX (011) 623-1778

URL : <http://www.fujiprint.co.jp/>

東京支店

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-11-20 山田ラインビル2 4階

TEL (03) 3261-2613 FAX (03) 5211-8235



日本には、 北海道がある。

安全なおいしさを守ること、支えること。

大地から、暮らしへ。北海道から、日本の食を。



いつでも、どなたにでも。
北海道のおいしさをお届けしています。

ホクレングリーンネットショップ
URL <http://www.hokurengreennetshop.jp/>



パソコン・ケータイ
または
スマートフォンから
アクセス!